

I 生涯学習推進計画の概要

1 計画策定の経緯

生涯学習は、市民一人ひとりが、より豊かな人生を送ることができるよう、生涯にわたって行う学習で、家庭教育、学校教育、社会教育、文化活動、スポーツ活動、レクリエーション活動、ボランティア活動、企業内教育、趣味など、さまざまな場や機会において行う学習の意味で用いられています。

柏市では、全庁的に生涯学習を推進するため、平成2年に市長を本部長とする「柏市生涯学習推進本部」を、平成4年に有識者による審議機関として「柏市生涯学習推進協議会」をそれぞれ組織しました。

平成5年には両組織が中心になって、第1次計画となる「柏市生涯学習推進計画」をまとめ、学習施設の整備や学習機会の提供など生涯学習施策の実施に努めてきました。

平成13年度から「みんなでつくる 安心、希望、支え合いのまち 柏」を将来都市像とする柏市第四次総合計画がスタートし、この計画を生涯学習の面から推進していくため、平成15年4月に「第2次柏市生涯学習推進計画」を策定しました。

その後、平成17年3月には柏市と沼南町が合併し、さらに平成20年4月には新しい柏市が「中核市」に移行するなど、まちづくりの基盤が大きく変化する中、平成21年度に「第2次柏市生涯学習推進計画」を改訂し今日に至っています。

2 計画改訂の趣旨

かつての高度経済成長時代には、経済的な豊かさに加え、心の豊かさやライフスタイルの向上を求めて多くの市民が余暇活動や学習活動に携わっていました。

しかし、少子高齢化とともに人口が減少していく中で経済活動が縮小する時代を迎えることとなり、高齢化に伴う福祉や医療・介護の問題、景気の低迷に伴う失業や就労の問題等が市民生活を送る上で重要さを増すようになりました。

また、平成23年3月に発生した東日本大震災とそれに伴う原子力発電所の事故によって、市民生活における安全・安心や危機管理の分野にも必然的に関心が高まっています。

これらの問題は政治や行政がしっかりと取り組んでいかなければならない課題であると同時に、市民一人ひとりが身近な問題として考えていかなければならない課題でもあります。

こうした社会情勢の大きな変化とそれらに伴う問題・課題を踏まえ、柏市がこれまで生涯学習活動として推進してきた、教養を高めたり、文化・スポーツ活動に携わったり、あるいは生きがいに結びつくような学習活動に加え、市民一人ひとりが社会の

変化に対応し、さまざまな課題を自ら解決するために必要な力を身につけるとともに、その成果を適切に活かすことができるような学習についても生涯学習活動の一環としてとらえ、推進していくことが必要と考えます。

そこで、新たな視点に立った施策を重点的に展開していくため、「第2次柏市生涯学習推進計画(改訂版)」の再改訂を行うものです。

3 計画の構成、推移及び期間

(1) 構成

本計画は、「生涯学習推進構想」と「生涯学習推進基本計画」で構成しています。

- ア 生涯学習推進構想：柏市が目指す生涯学習の目標を掲げるとともに、生涯学習推進の基本的な考え方を示すものです。
- イ 生涯学習推進基本計画：「構想」に掲げた目標を実現するために取り組む施策の方向性や具体的な取り組みを体系的に示すものです。

(2) 推移

ア 第1次計画

第1次計画にあたる「柏市生涯学習推進計画」として平成5年に、平成5～12年度までの8か年計画を策定しました。

イ 第1次計画の改訂版

平成10年に見直しを行い、改訂版となる平成10～14年度までの5か年計画を策定しました。

ウ 第2次計画

前計画を引き継ぎ平成15年、平成29年度を目標年次とする15か年の「生涯学習推進構想」と、具体的な施策を位置付けた「生涯学習推進基本計画」(6か年)で構成する「第2次柏市生涯学習推進計画」を策定しました。

エ 第2次計画の改訂版

平成21年、「第2次柏市生涯学習推進計画」における「構想」の目標年次はそのままとすうえで「基本計画」を改訂することとし、平成24年度を目標年次とする「第2次柏市生涯学習推進計画(改訂版)」を策定しました。

オ 第2次計画の再改訂版(今回の計画)

「第2次柏市生涯学習推進計画(改訂版)」における「基本計画」の目標年次が平成24年度であることから、改めて見直しをすることとし、「第2次柏市生涯学

習推進計画（再改訂版）」を策定するものです。

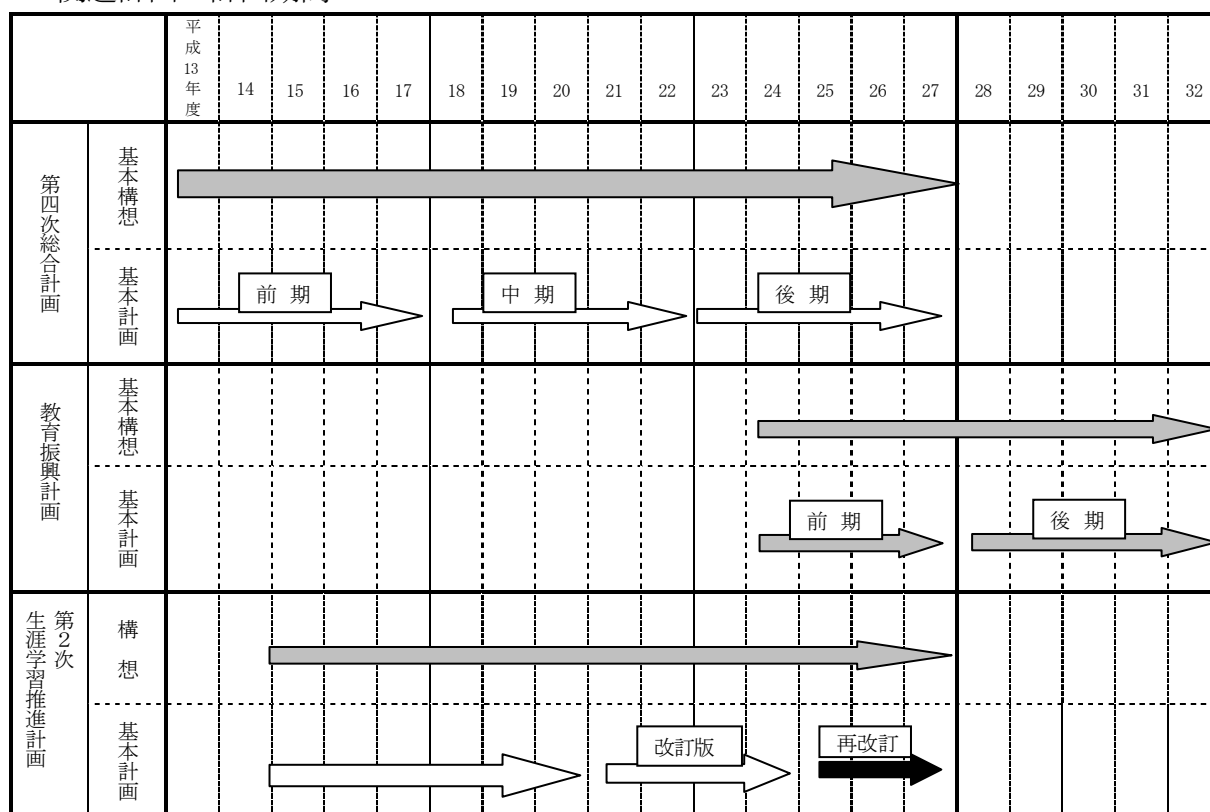
なお、今回の再改訂では、「基本計画」だけでなく、「構想」についても一部内容の見直しを行います。

(3) 期間

今回の計画（再改訂版）は、目標年次を平成27年度とし、計画期間は、同年度までの3か年とします。

第2次当初計画の計画期間は平成15年度から平成29年度までの15年間を対象としていましたが、現行の柏市第四次総合計画の目標年次が平成27年度であること、また子どもの教育に関する分野を主な対象として平成24年度にスタートした柏市教育振興計画（後述）が、生涯学習や社会教育の分野を含めた計画に発展させていくことを視野に入れ平成27年度に見直しを行うことを踏まえて、目標年次を変更するものです。

■ 関連計画の計画期間



4 計画の位置付け及び他の計画との関係

(1) 総合計画との関係

平成13年度にスタートした柏市第四次総合計画は、現在、平成23～27年度までの後期5か年の基本計画が進められています。この計画では、柏市の施策全体が6つの分野に整理されており、生涯学習分野の施策は、「第4部 施策体系別計画」の「第2章 学習・交流（人と交流が育まれるまち）」のうち「第1節 生涯学習社会を形成する」に位置付けられています。

生涯学習推進計画は、この総合計画に位置付けられている生涯学習分野の諸施策について、その詳細を明示するものです。

(2) 教育振興計画との関係

柏市教育振興計画は、学校教育を中心に家庭や地域における教育活動も含めた子どもの教育に係る分野を主な対象として平成24年度からスタートしました。

この柏市教育振興計画は、「基本構想」と「基本計画」で構成され、計画期間は平成24年度～32年度の9年間としています。このうち「基本計画」は、平成27年度までを「前期」とし、平成27年度に見直しを行う予定です。その際、生涯学習推進計画との整合性を図ることになっています。

(3) 芸術文化振興計画、スポーツ推進計画との関係

生涯学習活動には、芸術文化活動やスポーツ活動なども含まれますが、柏市においては、それぞれ柏市芸術文化振興計画及び柏市スポーツ推進計画に基づいて諸施策を推進しております。

(4) 教育行政重点化方針との関係

柏市教育行政重点化方針は、教育委員会における取り組みについて、各年度の重点化方針と重点事業を示すものです。生涯学習分野の諸施策は柏市生涯学習推進計画に基づいて、また、子どもの教育、文化及びスポーツ分野に係る諸施策については、それぞれ柏市教育振興計画、柏市芸術文化振興計画及び柏市スポーツ推進計画に基づいて、年度ごとに重点化方針及び重点事業を明らかにしていきます。

Ⅱ 生涯學習推進構想

1 生涯学習の理念

生涯学習は、市民一人ひとりが、より豊かな人生を送ることができるよう、生涯にわたって行う学習です。家庭において生活習慣や規範意識を身につける、学校で勉強する、職場で研修を受ける、絵画・音楽などを鑑賞する、スポーツを楽しむ、カルチャーセンターなどの教室に参加するというようなことはもちろんですが、例えば、ボランティア活動をする中でさまざまな人と交流し、多様な考え方に触れて人生観が変わるなど、日々の生活の中で意図せず何かを学び、それを活用することによって理解を深めるというように、生きること自体が生涯学習と考えることができます。

平成18年12月には、教育基本法が改正され、生涯学習の理念として、「国民一人一人が、自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、その生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、その成果を適切に生かすことのできる社会の実現が図られなければならない」と明記されました。また、「家庭教育」、「社会教育」、「学校、家庭及び地域住民等の相互の連携協力」等も条文化されました。

2 生涯学習推進の柱

この生涯学習の理念を基に、市民の皆さんの生涯学習活動を推進する柱として、学習・文化・スポーツ・レクリエーション等の活動が「いつでも、どこでも、誰でも」そして「自由に」学べる学習環境づくりに力を注いでいきたいと考えます。

(1) いつでも

- ①義務教育などの教育機会の提供が集中する時期だけではなく、人生のあらゆる時期に、学習が保障されるとともに、次の学習へのスムーズな移行が可能になるような仕組みの整備
- ②社会情勢等が急速に変化し、常に新しい知識技能が要求される状況で、義務教育や高等教育を終了し、就職した後などでも再び教育に返ることができる学習機会の整備（リカレント教育）

(2) どこでも

家庭、学校、社会、職業能力開発等の各教育領域、民間における学習機会、情報、文化等の統合化、学習機会の整備充実

(3) だれでも

介護支援等を要する高齢者、障がい者（児）などを含む全ての人々が「学習機会の平等」を実現できる、積極的な学習機会の提供

(4) 自由に

市民の自発的な意思と主体的な行動に基づき行われる生涯学習に、いつでも、どこでも、だれでもが自由に参加できる制度の整備

3 国の動き

(1) 中央教育審議会生涯学習分科会答申「新しい時代を切り拓く生涯学習の振興方策について」

平成20年2月、文部科学省の中央教育審議会生涯学習分科会より、「新しい時代を切り拓く生涯学習の振興方策について」の答申があり、今後の生涯学習振興方策の基本的方向として、次のことがあげられています。

【基本的考え方】

新しい時代に対応した自立した個人や地域社会の形成に向けた生涯学習振興・社会教育の必要性・重要性を認識し、各個人が、自らのニーズに基づき学習した成果を社会に還元し、社会全体の持続的な教育力の向上に貢献するといった「知の循環型社会」の構築を目指します。

【施策の方向性】

- (1) 国民一人一人の生涯を通じた学習への支援 — 国民の「学ぶ意欲」を支える
 - ①今後必要とされる力を身に付けるための学習機会の在り方についての検討
 - ②多様な学習機会の提供及び再チャレンジが可能な環境の整備
 - ③学習成果の評価の社会的通用性*1の向上
- (2) 社会全体の教育力の向上 — 学校・家庭・地域が連携するための仕組みづくり
 - ①社会全体の教育力向上の必要性
 - ②地域社会全体での目標の共有化
 - ③連携・ネットワーク行政機能に着目した新たな行政の展開

【施策を推進する際の留意点】

- (1) 「個人の要望」と「社会の要請」のバランスの視点
- (2) 「継承」と「創造」等を通じた持続可能な社会の発展を目指す視点
- (3) 連携・ネットワークを構築して施策を推進する視点

(2) 第6期中央教育審議会生涯学習分科会における議論の整理

平成25年1月に取りまとめられた「第6期中央教育審議会生涯学習分科会におけ

*1 社会的通用性：広く世の中に認められている性質。

る議論の整理」では、特に生涯学習社会の構築の中心的な役割を担う社会教育行政の推進の在り方について、次のようにまとめられています。

【今後の社会教育行政等の推進の在り方】

今後、社会教育行政は、社会のあらゆる場で地域住民同士が学びあい、教えあう相互学習等が活発に行われるよう環境を醸成する役割を一層果たしていくことが必要です。このため、公民館等の社会教育施設において講座等を自ら行う従来の「自前主義」から脱却し、地域の総合的な課題に対応するため、首長部局・大学等・民間団体・企業等とも自ら積極的に効果的な連携を仕掛け、地域住民も一体となって協働して取り組みを進めていく、ネットワーク型行政の推進を通じた社会教育行政の再構築を行っていくことが必要とされています。

【生涯学習・社会教育の振興の具体的方策】

- (1) 絆づくりと活力あるコミュニティの形成に向けた学習活動や体制づくりの推進
 - ①社会全体で子どもたちの活動を支援する取組の推進
 - ②学びの場を核にした地域コミュニティの形成の推進
 - ③地域社会と共生*2する大学等の高等教育機関づくりの推進
 - ④豊かなつながりの中での家庭教育支援の充実
- (2) 現代的・社会的課題に対応した学習機会及びライフステージ*3に応じた学習機会の充実
 - ①現代的・社会的課題に対応した学習の推進
 - ②ライフステージに応じた学習機会の充実
 - ③学習機会の確保のための環境整備
- (3) 社会生活を円滑に営む上で困難を有する者への学習機会の充実
 - ①子ども・若者への学習支援
 - ②成人への学習支援
- (4) 学習の質保証・向上と学習成果の評価・活用の推進
 - ①多様な主体が提供する学習機会の質の保証・向上の推進
 - ②学習活動の成果の評価・活用の推進
 - ③キャリア*4形成のための新たな学習・評価システムの構築に向けた基盤の整備

*2 共生：異種のもの同士が、相互に作用し合う状態で生活すること。

*3 ライフステージ：人間の一生における幼年期・児童期・青年期・壮年期・老年期などのそれぞれの段階。

*4 キャリア：職業・技能上の経験。経歴。

- ④ ICT*5を活用した学習の質の保証・向上、学習成果の評価・活用の推進
- (5) 生涯学習・社会教育の推進を支える基盤の整備
 - ①様々な主体との連携・協働を進めるための社会教育行政の体制の確立
 - ②地域の学びを支える人材の育成・活用の推進
 - ③社会教育施設の運営の質の向上
 - ④生涯学習・社会教育分野における調査・研究の推進
 - ⑤生涯学習・社会教育の活動を支えるための民間資金等の有効活用

4 柏市の取り組み

将来都市像「みんなでつくる 安心、希望、支え合いのまち 柏」の実現を目指し、平成13年度にスタートした柏市第四次総合計画は、平成23年度から平成27年度までの後期5か年の基本計画が進められています。

この後期基本計画の中では、計画の実効性を高める5つの取組方針として、「分野横断的な実施体制の構築」「優先する取組みの明確化」「成果指標の設定と評価の徹底」「協働によるまちづくりの推進」「行財政改革の推進」を取り上げています。そのなかのひとつに「協働によるまちづくりの推進」が掲げられていますが、ここではまちづくりの重点テーマとして、「笑顔で子育てができるまちづくり」「高齢者が元気なまちづくり」「産業に活気があり人が集まるまちづくり」「市民が安全・安心に暮らせるまちづくり」「人と環境にやさしい低炭素先進都市のまちづくり」の5項目が設定されました。

そして、柏市が取り組む施策は、第4部第1章市民との協働、第2章学習・交流、第3章活力・賑わい、第4章環境共生、第5章健康・福祉、第6章定住促進の6つの分野に整理されています。このうち「第2章 学習・交流（人と交流が育まれるまち）」の、「第1節 生涯学習社会を形成する」では、柏市が取り組む生涯学習推進の施策を明らかにしています。

この中で、生涯学習推進の基本方針として「市民一人ひとりが自己を高めるために、自分に適した方法で継続的な学習ができ、その成果が地域社会に還元できるまちを目指します」との方針を掲げており、特に優先的に進める取組みについては「地域づくりにつながる市民の主体的な学びを支援します」としています。

*5 ICT：Information and Communication Technology の略。情報や通信に関する技術の総称。

5 生涯学習を取り巻く情勢

生涯学習の推進にあたっては、社会情勢の動向にも注視し、適切な対応を図っていかねばなりません。

柏市教育委員会が平成24年3月に策定した柏市教育振興計画においては、主に学校教育の観点から教育を取り巻く現状を考察していますが、生涯学習推進の観点からは次のような社会情勢の変化に着目する必要があります。

(1) 少子化・高齢化・核家族化の進行

柏市の人口は、東日本大震災以降一時的に減少していますが、今後はしばらく増加が続き、平成32年から37年にかけてピークを迎え、その後減少に転じていくと予想されています。その中で、年少人口（14歳以下）と生産年齢人口（15歳以上64歳以下）が減少する一方、老年人口（65歳以上）は増加が続き、高齢化率はさらに高まると予想されます。

また、平成22年国勢調査における柏市の一般世帯の家族類型を見ると、単独世帯が全体の29.4%、核家族世帯が62.7%、その他の親族世帯（三世代同居を含む）が6.9%となっています。核家族世帯の内訳をみると、夫婦のみの世帯は全体の20.8%、夫婦と子どもからなる世帯は33.8%、片親と子どもからなる世帯は8.1%となっています。

このような核家族化の進行や世帯規模の縮小、生活様式の変化により、地縁的なつながりが希薄化し、地域社会の基盤の弱体化が懸念されています。

また、子どもたちが家族以外の大人たちや年齢層の異なる子どもたちと関わる機会の減少などが、子どもの「自分のことが好きではない」といった自己肯定感の低さや他者との社会的距離のとりづらさ、規範意識の低下などに影響している可能性が指摘されています。

一方で、今後さらに進むと考えられる高齢化においては、老年人口の増加が要支援・要介護者*6の増加に結びつくことが懸念されます。今後は高齢者が介護などを必要とする状態になることを未然に防ぐための支援が必要と考えられます。

(2) 雇用形態の変化等

終身雇用だけでなくさまざまな雇用形態がとられ、非正規雇用者の割合が上昇

*6 要支援・要介護者：介護保険制度において、日常生活に見守りや支援を必要とする状態であると認定された被保険者が要支援者、日常生活において介護を必要とする状態であると認定された被保険者が要介護者。

するなど、雇用形態の変化に伴い、人々の生活様式は多様化してきています。一方で雇用形態の変化は経済的格差の拡大と社会の階層化などを招く要因となることが懸念されるなど、人々を取り巻く状況は複雑化し、それらの状況に対応して社会の一員として活躍できる力を身につける学習が求められています。

また、仕事に追われ、過労によって健康を損ねたり、仕事と子育てや介護との両立に悩むなど、仕事と生活の間で問題を抱える人も少なくありません。不安定な家庭生活が子どもをはじめとする家族に与える影響は大きいと、福祉部門とも協力しながら、安定した家庭生活が送れるよう支援していく必要があります。

(3) 高度情報化の進展

インターネットや携帯電話等の普及など高度情報化の進展により、日常生活や経済活動の利便性は飛躍的に向上しており、電子書籍のような新たな媒体も出現してきています。一方で、人と人との直接的な交流の希薄化や読書離れ・活字離れが指摘されるとともに、氾濫する情報に対する無防備さやネットワーク犯罪などの負の側面も見られます。このような中では、情報を取捨選択し活用できる能力の向上や情報モラル*7を身につけることが求められています。

(4) 環境問題の深刻化等

私たちは、地球の豊かな自然環境を子どもたち、さらにはその次の世代へと引き継いでいかなければなりません。しかし、地球温暖化をはじめ、環境問題が深刻化してきています。また、東日本大震災に伴う原子力発電所の事故は、科学技術の利用に伴う危険と、自然環境や私たちの健康に与える影響について、重大な課題を提示しています。一人ひとりが主体的に地球的視野を持って環境を守り、再生させていく行動がとれるよう、身近な生活とさまざまな問題との関係について理解を深める取り組みが必要です。

(5) 東日本大震災による人々の意識の変化

平成23年3月に発生した東日本大震災は、多くの命を奪い、生活基盤を根こそぎ破壊し、さらには原子力発電所の事故による広範な放射性物質汚染ももたらすという、わが国の歴史上、例のない災害となりました。

現在、その復興に向け、国を挙げた取り組みが進められています。この復興の

*7 情報モラル：情報社会で適正な活動を行うための基になる考え方と態度。

道のりの中で、私たちは「人と人のつながり」「絆」の大切さを痛切に感じ取り、こうしたつながりを絶やしてはいけないし、つながるための備えや取り組みが必要であると考えようになりました。

地域で何が必要で、何をしなければいけないのか、市民一人ひとりが考え行動していく必要があり、そのための学習に関する取り組みが必要であると考えられます。

(6) 民間教育事業者などによる学習環境の充実

何かを習得したい、文化やスポーツ・レクリエーションを学びたいという市民の生涯学習に関する希望に対して、市は公民館や体育館などの社会教育施設において学習メニューを提供し、市民の学習活動を支援しています。

これに加え近年では、カルチャーセンターやスポーツクラブなどは事業として各種講座を、大学などの教育機関は地域貢献の一環として公開講座などを、それぞれが提供しており、市内においては、両者を合わせて年間1,000に及ぶ学習メニューが提供されています。市はこれらの事業者等と連携し、市民の需要に応えていく必要があります。

6 生涯学習に関わる調査

生涯学習に関する国の動きや、柏市政全般の取り組み方針、さらにはここ数年の社会情勢とともに、生涯学習推進に関連する各種調査結果を参考にしつつ、今後の生涯学習推進に活かしていく必要があります。

以下に示します、国民を対象とした「世論調査」、柏市民を対象とした「市民意識調査」、及び柏市内の小中学生とその保護者、教師を対象とした「子どもを取り巻く教育環境等に関する調査」には、今後の生涯学習推進にあたって示唆に富んだものが見られます。

(1) 生涯学習に関する世論調査

平成24年7月に内閣府による生涯学習に関する世論調査が行われました。調査は、全国20歳以上の日本国籍を有する国民3,000人を対象として行われ、回答があったのは1,956人、回答率は65.2%でした。

国民が生涯学習に対して何を求めているか、学習した成果をどの程度活用したいと考えているか、そして、それを活用するためには何が必要なのかを考えるため

に、以下の3つのデータを引用し、考察します。対象はいずれも、この1年くらい
の間に、「生涯学習をしたことがある」とする人（1,117人）です。

「生涯学習をしている理由」

「身につけた知識等の仕事や地域活動への活用の意向」

「身につけた知識等を仕事や地域活動に生かすにあたっての課題」

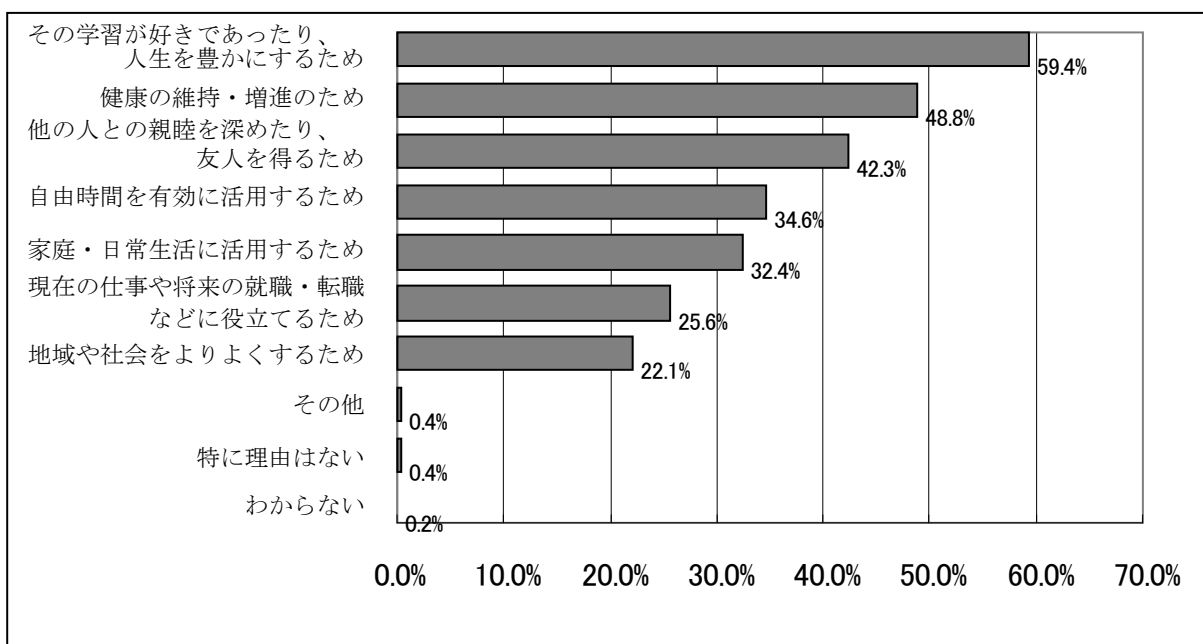
① 生涯学習をしている理由【資料1】

何のために生涯学習をしているかを複数回答で聞いたところ、
「その学習が好きであったり、人生を豊かにするため」が59.4%と最も高く、
「健康の維持・増進のため」が48.8%、
「他の人との親睦を深めたり、友人を得るため」が42.3%、
「自由時間を有効に活用するため」・「家庭・日常生活に活用するため」が30%台
となっています。これに対し、
「地域や社会をよりよくするため」は22.1%にとどまっています。

この結果から、多くの人々が生涯学習に対しては、個人的な需要を満たすための役
割を求めており、「地域や社会をよりよくするため」という社会的需要を満たす役
割については、割合的には一番低いことがわかります。

【資料1】生涯学習をしている理由

この1年くらいに、「生涯学習をしたことがある（小計）」
とする者に、複数回答



② 身につけた知識等の仕事や地域活動への活用の意向【資料2】

生涯学習を通じて身につけた知識・技能や経験を、仕事や地域活動に生かしたいと思うかを聞いたところ、

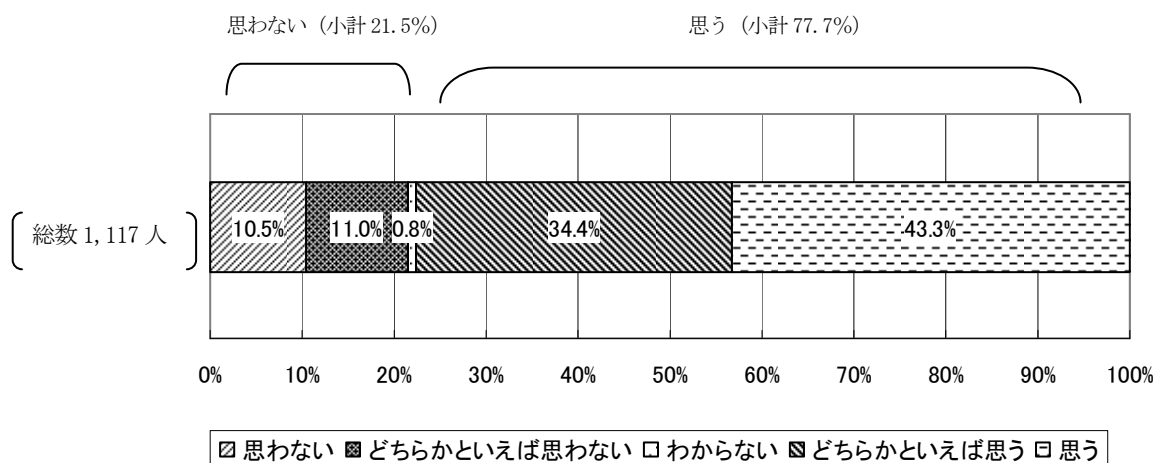
「思う」とする人の割合が43.3%、

「どちらかといえば思う」とする人の割合が34.4%で合わせて77.7%となっています。

この結果から、多くの人々が学んだ成果を生かしたいと考えていることが分かります。

【資料2】生涯学習を通じて身につけた知識・技能や経験を、仕事や地域活動に生かしたいと思うか

(この1年くらいの間に「生涯学習をしたことがある(小計)」とする者に)



③ 身につけた知識等を仕事や地域活動に生かすにあたっての課題【資料3】

生涯学習を通じて身につけた知識・技能や経験を、仕事や地域活動に生かしたいと「思う」、「どちらかといえば思う」と答えた人(868人)に、生涯学習を通じて身につけた知識・技能や経験を、仕事や地域活動に生かすにあたって困る点は何かを複数回答で聞いたところ、

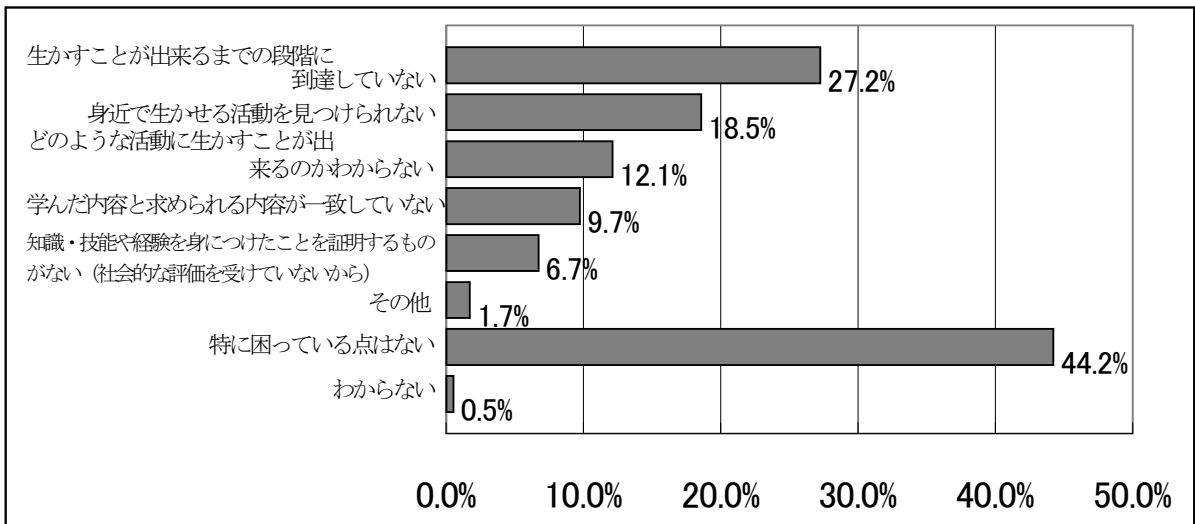
「生かすことが出来るまでの段階に到達していない」を挙げた人の割合が27.2%と最も高く、

以下、「身近で生かせる活動を見つけられない」18.5%などの順となっています。

この結果から、学んだ成果を活用するためには、更なるレベルアップをするための学習機会の提供や、具体的活動の紹介など学習を実際の活動へ結びつける取り組みが重要だと考えられます。

【資料3】生涯学習を通じて身につけた知識・技能や経験を、仕事や地域活動に生かすにあたって困る点は何か

この1年くらいの中に「生涯学習をしたことがある（小計）」とする者で、生涯学習を通じて身につけた知識・技能や経験を、仕事や地域活動に生かしたいと「思う」、「どちらかといえば思う」と答えた者に、複数回答



(2) 柏市民意識調査

平成21年10月に柏市民を対象に、柏市民意識調査を行いました。調査は、柏市民4,000人を対象として行われ、回答があったのは2,164人、回答率は54.1%でした。

その中で、生涯学習に関係すると考えられる「地域活動・ボランティア活動への参加意向」「市や居住地域をよくする活動への関わり方」のデータを引用し、考察します。

なお、平成23年3月に発生した東日本大震災は市民の意識に大きく影響してい

ると推測されます。平成24年1月に行われた内閣府の「社会意識に関する世論調査」によると、「震災前と比べた、社会における結びつきの意識変化」では、社会における結びつきが大切だと思うようになったと答えた人の割合が79.6%と大半を占め、柏市の調査時より、地域活動等に対する関心は高まっていると推測できます。

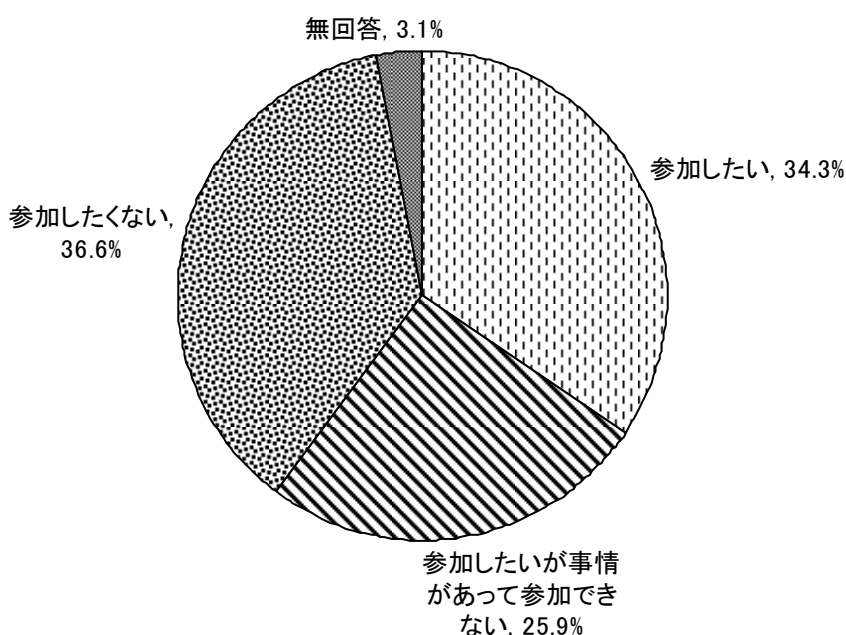
① 地域活動・ボランティア活動への参加意向【資料4】

柏市民の地域活動・ボランティア活動への関心の程度を知ることができます。

地域活動・ボランティア活動の参加意向について聞いたところ、「参加したい」34.3%と「参加したくない」36.6%が、ともに3割台半ばとなっています。また、「参加したいが事情があって参加できない」が25.9%となっており、「参加したい」と合わせると6割の人が参加したいと考えています。

この調査から、半分以上の人が地域活動等に参加したいと考えており、地域活動等への関心は高いことが分かります。

【資料4】地域活動・ボランティア活動の参加意向



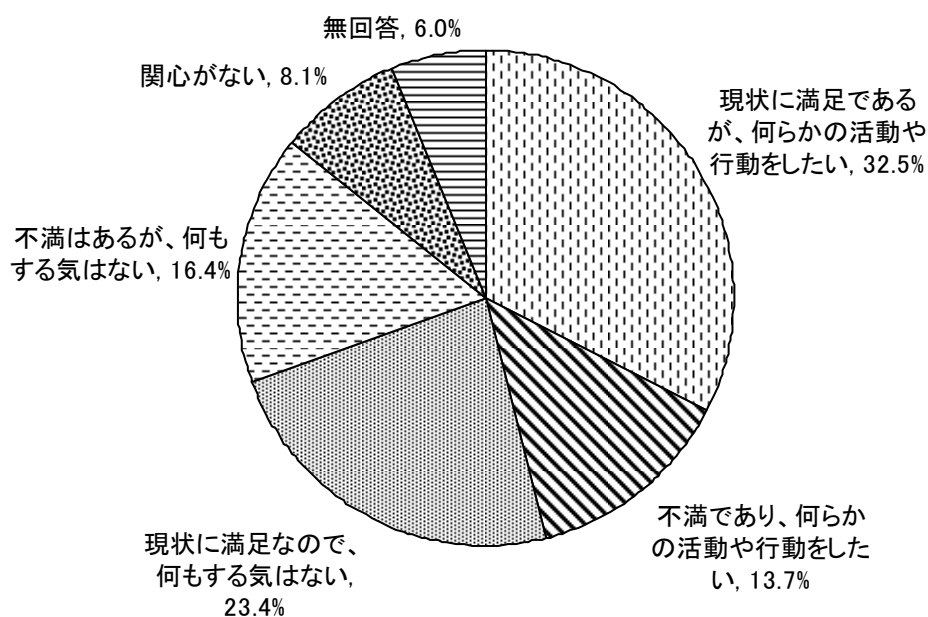
② 市や居住地域をよくする活動への関わり方【資料5】

活動への参加意向のデータを受け、「市や地域をよくする活動」と内容を限定して調査することにより、具体的な活動と取り組みの方向性を見出します。

市や居住地域をよくする活動への関わり方について聞いたところ、「現状に満足であるが、何らかの活動や行動をしたい」が最も多く、32.5%となっています。「不満であり、何らかの活動や行動をしたい」13.7%とあわせると、46.2%の人が活動や行動をしたいと考えています。

この調査からは、「市や地域をよくする活動」と内容を限定しても、半数近くの人が活動へ関心を示していて、地域活動等のうち、居住地域等をよくする活動へは参加意向が高いことが分かります。

【資料5】市や居住地域をよくする活動への関わり方



(3) 子どもを取り巻く教育環境等に関する調査

平成18年の教育基本法の改正により、家庭教育について「父母その他の保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、生活のために必要な習慣を身に付けさせるとともに、自立心を育成し、心身の調和のとれた発達を図るよ

う努めるものとする。」と規定され、かつ地方公共団体の責務として、「家庭教育の自主性を尊重しつつ、保護者に対する学習の機会及び情報の提供その他の家庭教育を支援するために必要な施策を講ずるよう努めなければならない。」と定められました。これは家庭教育の役割の重要性を述べ、国や地方公共団体が家庭教育を支援していく必要性を強調したものです。そこで、家庭教育支援について、どのような課題があるのか、平成22年6・7月に市内の児童・生徒とその保護者、小中学校教師を対象に行われた教育環境等に関する調査の中から、「教師が保護者に望むこと」「保護者の近所づきあい」のデータを引用し、考察します。調査の対象・回答者数・回答率は以下のとおりです。

◎対象・回答者数・回答率

小学5年生	3,653人	回答者	2,842人	回答率	77.8%
中学2年生	3,167人	回答者	1,547人	回答率	48.8%
小学生保護者	3,653人	回答者	345人	回答率	9.4%
中学生保護者	3,167人	回答者	288人	回答率	9.1%
小学校教師	987人	回答者	543人	回答率	55.0%
中学校教師	539人	回答者	274人	回答率	50.8%

① 教師が保護者に望むこと【資料6】

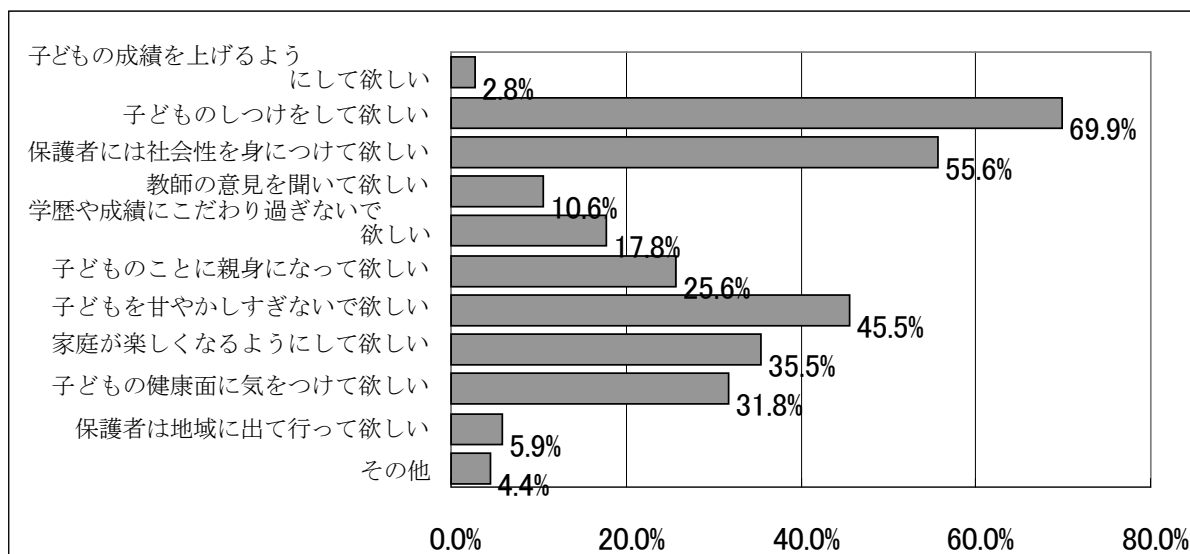
近年、未来ある子どもたちを取り巻く環境は、必ずしもよいものであるとは言えません。例えば、小中学校における学習活動をとってみても、学級を運営することが難しくなっていると言われていています。

そこで、日中に一番子どもたちと接する時間が長く、子どもの変化の様子を感じることができる教師が保護者に望むことを見ていくことで、子育てに不足しているものは何か考えていきます。

教師が保護者に望むことは、「子どものしつけをして欲しい」が69.9%、「保護者には社会性を身につけて欲しい」が55.6%、「子どもを甘やかすすぎないで欲しい」が45.5%で、高い割合になっています。

この調査から、家庭の責務である子どものしつけが、十分に行われていない、いわゆる家庭の教育力が低下しているといった現状がうかがえます。保護者自身が社会性を身につけ、充実した家庭教育が行えるような取り組みが重要だと考えられます。

【資料6】 教師が保護者に望むこと



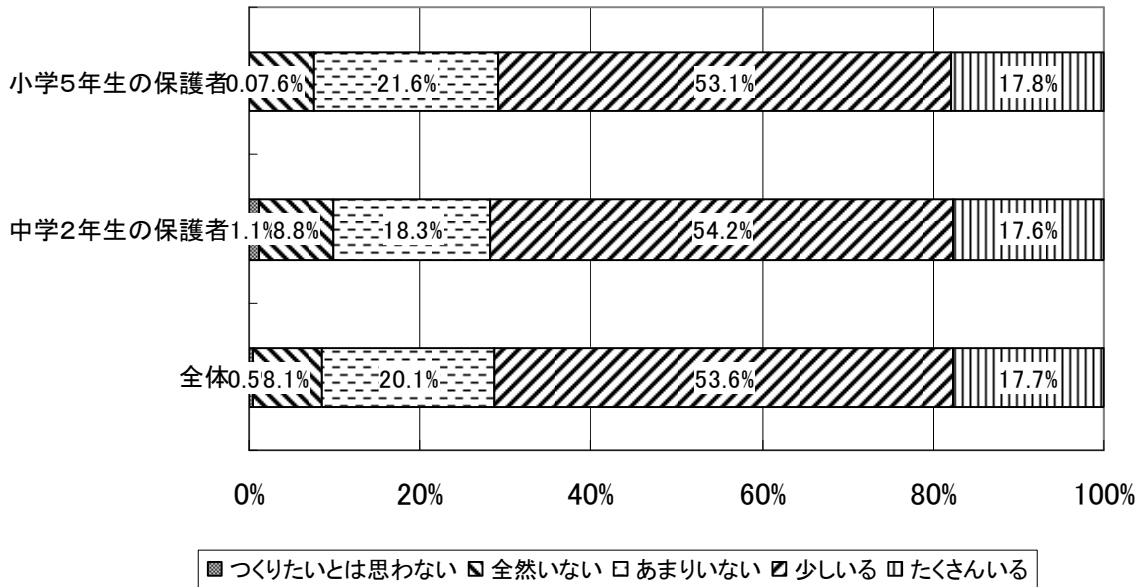
② 保護者の近所づきあい【資料7】

かつては、悪いことをすると近所のおじさん・おばさんに叱られるといった、地域で子どもを見守るという風潮がありました。最近では、叱った子どもに暴言を吐かれたり、叱られた子の保護者が苦情を言うことも珍しくありません。地域のつながりが希薄化しているといわれている中、日頃から保護者の近所づきあいがどの程度行われているかを見ていきます。

学校以外の話題で話のできる知人について、「少しいる」が小学生保護者が53.1%、中学生保護者が54.2%で多く、「たくさんいる」は2割弱となっています。一方、「全然いない」「あまりいない」を合わせると3割弱ですが、「つくりたいと思わない」が全体で0.5%とわずかながらいることも明らかとなりました。

この調査からは、保護者は限られた人との交流が多く、広く地域で交流している様子は見えてきません。また、3割弱の人が話しのできる知人がいないと回答しており、保護者の孤立化が懸念され、保護者同士や地域住民との交流が活発になるような取り組みが重要と考えられます。

【資料7】 学校以外の話題で話のできる知人がいるか



(4) 調査結果から

以上3調査の結果から、市民が生涯学習をしている理由は、個人の需要を満たすためのものが多く、地域や社会をよりよくするためといった社会的な需要に対するものは、あまり多くないことがわかります。また、多くの人が地域に関わる活動に参加したり、学習成果を活かしたいと考えていますが、機会が無いため地域活動に参加できない、学習成果が活用できる段階に達していないなど、学習成果が活用できていない現状がうかがわれます。東日本大震災により、連帯や共助など、地域が強く意識されている中で、地域課題に関する学習も生涯学習の一環として考えてもらえるように、市が積極的に周知していくとともに、学習成果を具体的活動へと結びつける取り組みや、よりレベルアップするための学習を提供していくことが求められています。

また、本来家庭で行うべき教育が十分に行われていない様子や、保護者の近所づきあいがあまり活発ではなく、子育てに関する問題などを一人で抱え込んでしまいやすい状況がうかがえ、それらを改善するための取り組みが今後の課題と考えられます。

7 本市が目指す生涯学習

目 標 地域における生涯学習社会の形成

(生涯学習で安心、希望、支え合いのまちづくり)

基本方針 市民一人ひとりが自己を高めるために、自分に適した方法で継続的な学習ができ、その成果が地域社会に還元できるまちを目指します。

教育基本法に述べられている生涯学習の基本理念を踏まえ、国は、各個人が自らのニーズに基づき学習した成果を社会に還元し、社会全体の持続的な教育力の向上に貢献する「知の循環型社会」の構築を目指すことを基本として、国民一人ひとりの生涯を通じた学習への支援、社会全体の教育力の向上を図ることとしています。

柏市第四次総合計画の中でも、生涯学習推進の基本方針として「市民一人ひとりが自己を高めるために、自分に適した方法で継続的な学習ができ、その成果が地域社会に還元できるまちを目指します」とし、特に優先的に進める取り組みとして「地域づくりにつながる市民の主体的な学びを支援します」と掲げられています。

市民の皆さんの生涯学習活動を支援する柱として、学習・文化・スポーツ・レクリエーション等活動が「いつでも、どこでも、だれでも」そして「自由に」学べる環境づくりをめざし、推進体制の充実、支援サービスが課題であると位置付け、その充実を図ってきました。

したがって、第2次生涯学習推進計画の再改訂にあたっては、これまで進めてきた取り組みを踏まえ、本計画の目標及び生涯学習推進の基本方針については、従前のものを踏襲することとします。

8 重点的な取り組み

重点化方針 現代的課題に対応した学習支援

改訂した第2次生涯学習推進計画が平成21年度にスタートした後、柏市第四次総合計画の後期5か年の基本計画が平成23年度にスタートしました。この後期基本計画の中では、生涯学習推進の基本方針に基づき、特に優先的に進める取り組みとして「地域づくりにつながる市民の主体的な学びを支援します」と掲げています。

また、少子高齢化や核家族化の状況は一層進んでいると見られ、子育ての問題や福祉・医療などの問題をはじめ、経済情勢の変動による地域の活力や就労の形態なども問題となっています。さらには、東日本大震災やそれに伴う原子力発電所の事故により、放射線対策などの環境問題や安全・安心の問題、人と人とのつながりに対する人々の意識の変化が顕著になっています。

市政の中においても、防犯・防災、福祉、医療、介護、子育て、環境保全、就労などの分野の施策は大変重要な課題であり、かつ優先的に取り組まなければならない課題です。一方で、これらの課題は多くの市民にとっても生活を送る上で重要度を増すようになり、自ら考え解決しなければならない課題でもあります。

市は、こうした課題を「現代的課題」と位置付け、よりよい生活を送るため、市が各種の施策を推進するとともに、個人や地域の皆さんが「お互いに協力し合い、よりよい生活を送るための基盤や安全で安心な地域社会を築くための知恵や行動を身に付ける」ために学習し、課題解決に結びつけることも必要であると考えました。

そこで、再改訂した第2次生涯学習推進計画では、学習・文化・スポーツ・レクリエーション等の活動を「いつでも、どこでも、だれでも、自由に」学べる環境づくりをこれまでどおり推進しつつ、「現代的課題に対応した学習支援」を重点に置いて施策を推進していきます。

9 重点化方針と今後の取り組み

(1) 地域づくりへの参画支援

都市化の進展や核家族化、景気低迷などによる雇用形態の変化などにより、人々のライフスタイルや価値観の多様化が進んでいます。地域では、防災・防犯などの安全・安心の問題、高齢化に伴い発生する介護・福祉などの問題、除染などの生活環境の保全の問題など多くの現代的課題が発生しています。東日本大震災以降強く意識されるようになった人と人の絆の再生など、地域づくり自体も現代的課題といえます。一方で行政サービスに対する需要の多様化も急激に進み、行政だけでは対応できずに、地域を支えていくためには市民の協力が不可欠な状況となっています。

そのため、地域の課題について市民自らが学ぶ必要性が生まれています。加えて、皆で学ぶことによって地域住民同士のつながりや連帯感が生まれていくことが期待できます。また、市民の中には積極的に活動したい、学習した成果を地域に活かしたいと考えている人が多数います。

そこで、地域の課題解決につながる学習機会を提供していくとともに、地域を担う一員として、またリーダーとして、地域が抱える課題に気づき自ら考え行動し、行政と協働して地域を支えていく人材の養成を進めていきます。

(2) 子育て・親育ちの支援

家庭教育はあらゆる教育の出発点であり、子どもが基本的な生活習慣・社会のルール、自立心等を身につける上で重要な役割を果たしています。将来自ら課題を発見し解決できる、自立した大人となるための基盤となるものでもあります。

しかし、近年の大きな社会情勢の変化により、家庭や地域社会の基盤が弱体化し、人間関係が希薄化してきており、親が身近な人から子育てを学ぶ機会が減ったり、子育ての悩みを気軽に相談できる人が近くにいなかったりして、親としての十分な成長が容易ではなくなってきました。そればかりか、子どもの健やかな成長に欠かせない、規則的で十分な睡眠や食事といった、本来家庭で確保されなければいけない、基本的な生活習慣にさえも乱れが生じています。

そこで、保護者に家庭教育はすべての教育の出発点であることを再認識してもらおうとともに、子どもの発達段階に応じた関わり方などを学び、家庭・地域・自然などのさまざまな場面で楽しみながら子育てができる環境づくりを推進していきます。

(3) 幅広い学習活動の推進

市内には高等教育機関である大学が5校あり、東葛飾地域全体では、10校以上の大学があります。また、県内唯一の県立生涯学習センターである「さわやかちば県民プラザ」も設置されており、民間のカルチャーセンターと合わせて、講座の種類なども多岐にわたり、学ぶ環境は県下でもかなり充実しています。

そこで、「いつでも、どこでも、だれでも、自由に」学べる学習環境づくりを進めていくため、生きがいづくりなど、個人の趣味等を満たすための学習に関しては、行政・民間事業者の役割を分担し、柏市はホームページ等の独自の広報媒体を活用した情報提供を行い、学習機会の提供は大学や民間事業者等と連携して行っていきます。また、現代的課題に関する学習も含めて、それぞれの機関の特性を活かして効果的な学習機会の提供を行います。

10 計画の推進体制

(1) 行政の推進体制

市長を本部長とし、副市長・教育長と関係各部長で構成する柏市生涯学習推進本部、その下部組織であり関係各課長で構成する幹事会及び、関係各課の担当で構成する実務部会において、本計画で位置付けた施策の取り組みの進捗状況を把握し、進行管理を行います。

(2) 進捗状況の評価

生涯学習推進本部を中心に、進捗状況を把握するとともに、その成果を指標（後述）により評価し、柏市社会教育委員会議*8で意見を聴取し、施策に反映させます。

*8 社会教育委員会議：社会教育法に基づき設置された、社会教育に関する諸計画の立案などを行う諮問機関。

Ⅲ 生涯学習推進基本計画

1 基本計画の枠組み

構想では、生涯学習推進計画の目標を「地域における生涯学習社会の形成」とし、目標達成のための基本方針を「市民一人ひとりが自己を高めるために、自分に適した方法で継続的な学習ができ、その成果が地域社会に還元できるまちを目指します」と掲げました。

また、再改訂版の策定にあたって、社会情勢の変化に伴うさまざまな問題や東日本大震災以降の人々の意識の変化などを踏まえ、今後の生涯学習推進における取り組みの重点化方針として「現代的課題に対応した学習支援」を掲げるとともに、3つの取り組みを示しました。

基本計画では、生涯学習推進の基本方針並びに重点化方針に沿って取り組みを体系的に整理し、施策全体の姿を示しています。

施策の体系化にあたっては、重点化方針と3つの取り組みに基づき、施策展開の方向を次のとおり整理しました。

●施策展開の方向1 「地域づくりへの参画支援」

地域づくりの一環としての学習を推進し、地域づくりへの参画を支援するために、地域課題解決につながる学習機会の提供や、実際に行われている地域活動への支援を行います。

●施策展開の方向2 「子育て・親育ちの支援」

家庭教育は、子どもの自立や社会性を促すことがその原点といえますが、時代の変化とともに子育てに対する不安や悩みを持つ保護者が増えてきています。そこで、保護者やこれから親になる世代を対象とした研修事業や相談体制を整備しつつ、地域の人々の協力を得て、楽しみながら子育てができるような環境づくりを推進していきます。

●施策展開の方向3 「幅広い学習活動の推進」

さまざまな学習を支援し、幅広い学習活動を推進するために、生涯学習センターや大学・民間事業者との役割分担や連携を通して、より効果的な学習支援を行います。

以上の3つの施策展開の方向をもとに、具体的な施策をそれぞれに設定し、さらに取り組みの方向を定めた上で、具体的取り組みを設定しています。

2 改訂版と再改訂版の関係

生涯学習とは家庭教育・学校教育・社会教育・文化活動・スポーツ活動・レクリエーション活動・趣味などあらゆる学習活動を包括しているものです。そのため平成21年4月策定の改訂版においては、幅広く施策展開の方向を設定していましたが、前述したとおり、芸術文化振興・スポーツ推進については、柏市芸術文化振興計画・柏市スポーツ推進計画でそれぞれ施策を位置付けているため、再改訂版では対象としていません。また、学校教育に関しても、柏市教育振興計画で施策展開の方向を位置付けているため、再改訂版では対象としないこととしました。

平成21年4月策定の改訂版で施策の方向性を位置付けている各種の施設整備についても、現在の財政状況等を考慮すると新規施設の建設ではなく、既存施設の維持管理を行っていくべき状況と考えられます。既存の社会教育施設等に関しては、既に計画的に改修工事が行われているため、再改訂版では対象としておりません。

■改訂版（平成21年度策定）施策の方針・方向と、再改訂版の施策展開の方向の関係

改訂版		再改訂版	
施策の方針・方向		施策展開の方向	施策名称
支援体制の整備・連携強化	生涯学習推進体制の整備	主要施策「生涯学習推進本部の充実」「学習相談体制の確立」は、再改訂版では施策としての位置付けはしていない	
	主要施策「生涯学習情報提供システムの充実」	地域づくりへの参画支援	学習へのきっかけづくり・基礎づくり
		幅広い学習活動の推進	学習に関する情報提供
	主要施策「生涯学習まちづくり出前講座の充実」	地域づくりへの参画支援	学習へのきっかけづくり・基礎づくり
	社会教育関係団体・指導者の育成、支援	地域づくりへの参画支援	学習成果が活用される環境づくりの推進
	大学等高等教育機関との連携	幅広い学習活動の推進	関係機関との連携
	学習成果の活用、地域づくりの推進	地域づくりへの参画支援で、新たな施策を位置付け	
	主要施策「生涯学習ボランティア制度の充実」	幅広い学習活動の推進	関係機関との連携
市内関係機関との連携	幅広い学習活動の推進	関係機関との連携	

■改訂版（平成21年度策定）施策の方針・方向と、再改訂版の施策展開の方向の関係

改訂版		再改訂版	
施策の方針・方向		施策展開の方向	施策名称
学習施設等の整備・充実	スポーツ施設・公園・文化施設等の整備・機能充実	施設管理関係の施策となるため対象外	
	主要施策「図書館機能及び資料の充実」	地域づくりへの参画支援	活動を支える環境づくり
	主要施策「郷土資料展示室の充実」	地域づくりへの参画支援	学習へのきっかけづくり・基礎づくり
	学校施設の活用	子育て・親育ちの支援	子育て支援の人材の養成と活用
教育機能の充実	家庭教育・子育て支援の充実	子育て・親育ちの支援	学習機会・情報の提供 子育て支援の人材の養成と活用
	学校教育の充実	柏市教育振興計画で施策の位置付けを行っているため、対象外	
	主要施策「特色ある学校づくりの推進」学校支援ボランティア事業	子育て・親育ちの支援	子育て支援の人材の養成と活用
	社会教育の充実	子育て・親育ちの支援	学習機会・情報の提供 子育て・親育ち支援関係団体間の連携
	学校・家庭・地域社会の教育機能の連携・融合	子育て・親育ちの支援	子育て支援の人材の養成と活用
	幼児教育の充実	柏市教育振興計画で施策の位置付けを行っているため、対象外	
学習活動の充実	スポーツ・レクリエーション活動の充実	柏市スポーツ推進計画・柏市芸術文化振興計画で施策の位置付けを行っているため、対象外	
	芸術・文化活動の充実		
	健康・福祉教育の充実	地域づくりへの参画支援 ※現代的課題の一つに位置付け	学習へのきっかけづくり・基礎づくり
	現代的課題等への対応	重点化方針として位置付け	

3 生涯学習推進計画体系表

目標	基本方針	重点化方針	施策展開の方向	
地域における生涯学習社会の形成	市民一人ひとりが自己を高めるために、自分に適した方法で継続的な学習ができ、その成果が地域社会に還元できるまちを目指します	現代的課題に対応した学習支援	1	地域づくりへの参画支援
			2	子育て・親育ちの支援
			3	幅広い学習活動の推進

施策名称		取り組みの方向	
1-(1)	学習へのきっかけづくり・ 基礎づくり	1-(1)-①	柏市・地域・地域活動を知り、地域の課題を認識する機 会の提供
		1-(1)-②	現代的課題解決に関する学習機会・情報の提供
1-(2)	地域づくりのための学習機 会の提供	1-(2)-①	地域の課題解決に対応した学習機会の提供
		1-(2)-②	地域づくりに関する実践的な学習・活動機会の提供
1-(3)	学習成果が活用される環境 づくりの推進	1-(3)-①	地域活動への参加支援
		1-(3)-②	地域での活動の支援
1-(4)	活動を支える環境づくり	1-(4)-①	公民館・図書館を中心とした学習環境の整備
2-(1)	学習機会・情報の提供	2-(1)-①	保護者の情報交換の場と家庭教育支援情報の提供
		2-(1)-②	活動環境の整備
2-(2)	子育て支援の人材の養成と 活用	2-(2)-①	家庭教育支援協力者の養成
		2-(2)-②	学校・家庭・地域の連携
2-(3)	子育て・親育ち支援関係団 体間の連携	2-(3)-①	青少年育成団体等の情報の共有化
		2-(3)-②	子育て支援関係部署の情報交換・連携
3-(1)	学習に関する情報提供	3-(1)-①	あらゆる生涯学習情報の提供の充実
3-(2)	関係機関との連携	3-(2)-①	大学等教育機関との連携
		3-(2)-②	民間事業者・市民団体等との連携

施策展開の方向1 地域づくりへの参画支援

施策1-(1) 学習へのきっかけづくり・基礎づくり

●取り組みの方向1-(1)-① 柏市・地域・地域活動を知り、地域の課題を認識する機会の提供

現代的課題に向けての学習として、まず柏市や自分が住む地域、あるいはそこで行われている活動に関して、興味・関心を高めるよう働きかけます。同時に、地域で役に立ちたいが何をしたら良いかわからないといった地域に潜在している人材に、地域活動へ参加するきっかけとなるような学習機会を提供します。

具体的取り組み

◆歴史関係講座の実施、郷土資料展示室の管理・運営

歴史資料等から市の成り立ちや歴史を市民に紹介していくことで、「郷土かしわ」への興味と理解を深めてもらう。

◆生涯学習まちづくり出前講座の実施

市民の要望に応じて、市職員等が講師として出向き、その事業や施策等について市民に説明することにより、市政への理解を求め、合わせて市民と行政が一体となるまちづくりを推進する。

◆市民活動フェスタの開催

柏市内で活動しているさまざまな市民活動団体を紹介することにより、地域活動参加へのきっかけづくりを行う。

●取り組みの方向1-(1)-② 現代的課題解決に関する学習機会・情報の提供

社会情勢の急激な変化に伴い、多種多様な現代的課題が発生しています。また、行政サービスの需要も多岐にわたる一方で、景気低迷による財政の硬直化などが進み行政だけでは対応できない状況となりつつあります。市民が公共の一端を担う場面が増加し、課題解決のために市民の協力が不可欠な状況も生じています。そこでさまざまな現代的課題について学び、理解し、各人の生活の中で学習成果を活かすとともに、地域づくりへの基礎づくりを行えるような取り組みを行います。

具体的取り組み

◆さまざまな分野にわたる現代的課題解決に対応した講座・講演等の開催

健康、人権、家庭・家族、消費者問題、交通、男女共同参画社会、科学技術、情報化、国際理解・貢献、人口、食糧、資源・エネルギー、雇用などの現代的課題に関する講座（別掲「現代的課題に対応した学習例（平成23年度実施分）」参照）を開催し、現代的課題を意識するきっかけとする。

◆学習情報の集約・提供

行政・民間を合わせた、現代的課題に関する学習情報を「柏市生涯学習情報提供システムらんらんかしわ」「生涯学習ガイド」へ集約し、体系的に学習できるよう情報提供を行う。

■現代的課題に対応した学習例（平成23年度実施分）

分野	事業名	内容	担当課
防災	防災講習会	地震及び大雨などの対策についての防災講習会	防災安全課
	火事だ！地震だ！ 柏市防災体験講座	未曾有の災害を体験し、家族や地域、自分自身を守るため何をどうすれば良いのか、生きた「防災」を考える講座	中央公民館
	オープンカレッジ	「人生の危機管理から輝きのある生活へ」をテーマとした講演会	沼南公民館
防犯	防犯講習会	市内の犯罪情勢と防犯対策などについて情報提供し、一人ひとりの防犯意識を高めること、地域における自主防犯活動の活発化を図ることを目的とした講習会	防災安全課
男女共同参画社会	平成23年度男女共同参画シンポジウム	「大切にしたいかしわ時間～仕事と家庭のハッピーバランス～」と題した、基調講演と分科会からなるシンポジウム。分科会は、子育て、労働、女性の人権などをテーマとして5講座開催	男女共同参画室
	女性セミナー	「地域に溶け込んだ知恵のある生き方」等をテーマに、女性を対象としたセミナー	沼南公民館
情報化	パソコン講座	デジタルデバインド*9の解消のきっかけづくりのためのワード講座	男女共同参画室
	参画 eye のパソコン講座	柏市インターネット男女共同参画推進センターに掲載され、利用者の都合に応じて、インターネットで学ぶことができるパソコン講座	
	親子パソコン教室	ペイントやワードでお絵かき作品作りなどを学ぶ講座	中央公民館
	パソコン講座	高度情報化社会における情報弱者をつくらないこと、パソコンで生活を豊かにすることなどを目的とした講座	
消費者問題	消費者講座	消費生活に対する意識の高揚と合理的なライフワークのあり方や生活技術の習得を目的に行う、悪質商法や振り込め詐欺などに関する、消費生活相談員や専門講師による講座	消費生活センター
	子ども消費者教室	将来、社会の担い手となる子ども達が、自ら消費者トラブルを未然に防いだり、早期に適切に対応する能力を習得することを目的とした講座	

健康	自殺予防ゲートキーパー*10養成研修	グループセッションを通じて、日常の自分自身の声かけや態度を再確認し、人間が存在を認められることにより能動的な行動変容が促される過程を、自らの体を通して体験する研修	保健福祉総務課
	柏市自殺予防対策フォーラム2011	自殺予防週間に、講演会及びパネルディスカッションを行い、広く市民に対し「自殺」に対する偏見をなくし、自殺予防や心の健康づくりについて関心を高めるための啓発事業	
	認知行動療法*11サポーター養成講座	うつ病や不安障害の治療法である認知行動療法と、その普及を担う認知行動療法サポーターの役割について学ぶ講座	
	健康講座	成人を対象とした、生活習慣病予防・がん予防・寝たきり予防に関する講座や、乳幼児の保護者を対象とした健康講座など	
	思春期教育	小中学校と連携し、児童・生徒に対して「いのちの大切さ」の教育を行い、望まない妊娠や性感染症予防の啓発を行う事業	
	柏ノースモッ子作戦	子どもたちをタバコの煙から守ることをテーマに学校での出張講座などを行う、「子どもたちへ正しい知識と情報を伝える」「受動喫煙防止対策」「禁煙サポート」の3つを柱に取り組む事業	
	健康	食育講座	食に関する課題を踏まえ、講義や調理実習などを通して、食に関する知識や判断力などを身につける講座
いきいき健康ライフ講座		生涯学習ボランティア*12登録者等を活用し、長寿社会の中で元気にいきいき過ごす手立てと健康の増進を図る方法を学ぶ講座	
高齢化	認知症サポーター*13講座	講師を派遣し、認知症についての正しい知識や接する際の心構え等を伝える講座	福祉活動推進課
	高齢者権利擁護講演会	「成年後見制度のこれからを考える」をテーマとした講演会	
	介護予防グループ支援	介護予防を目的に活動しているグループに対し、講師を派遣し、介護予防等についての講座を行う事業	
	いきいきセミナー	「高齢者が健康でより充実した豊かな人生を送るために」をテーマとしたセミナー	沼南公民館
環境	かしわ環境フェスタ	「スマートシティ*14」や「緑のカーテン*15」等、地球温暖化対策に関する事例を紹介するイベント	環境保全課
	自然観察会	市内各所において四季折々の景観、樹木、動物の説明を受けながら散策する観察会	
	手賀沼船上見学	遊覧船に乗船し、冬鳥観察や、手賀沼の概要の説明を受けながら、手賀沼を見学	
	清掃施設見学会	ごみ問題に関する理解を深めてもらうため、市内の清掃関連施設を回り、家庭から出たごみの処理の現場を見学	廃棄物政策課
	ごみ減量説明会	町会等に出向いて行う、ごみ減量の必要性、適切な分別や排出方法、資源化の推進に関する説明会	
	リサイクル体験教室	柏市リサイクルプラザリボン館において、ごみの減量・リユース・リサイクルに関する啓発・学習を行う、各種体験教室・講座	

エネルギー・資源	省エネ出前講座	市民団体である「柏市ストップ温暖化サポーター」が講師となり、省エネや節電についての講義をする講座	環境保全課
雇用	若年の職業的自立支援事業	国の地域若者サポートステーション事業*16と連携して行う、相談活動と組み合わせた面接の受け方やコミュニケーション等の講座	商工振興課
	ホームヘルパー養成講座	求職者を対象としたホームヘルパー2級の資格取得講座	
	職業能力養成事業	職業訓練法人が実施する職業能力養成のためのパソコン操作技術等の講座	
国際理解	日本語教室	国際交流が進む中、柏市で暮らす外国人が日本語を習得し、日常生活を円滑に送るための、外国人対象の講座	中央公民館
まちづくり	私たちのまち「柏市」	柏市の地域課題について、行政、住民双方の意識格差を知り、両者がまちづくりに向けてより深い信頼関係を築いていくための市民講座	

-
- * 9 **デジタルデバイド**：情報格差。パソコンやインターネットなどの情報技術を使いこなせる者と使いこなせない者の間に生じる、待遇や貧富、機会の格差。
 - * 10 **自殺予防ゲートキーパー**：自殺しようと悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守る役目の人のこと。
 - * 11 **認知行動療法**：情緒障害や気分障害などに対する治療技法の一つ。物事を解釈したり理解する仕方を修正する認知療法と、学習理論に基づいて行動を修正する行動療法を統合したもの。
 - * 12 **生涯学習ボランティア**：仕事や趣味をとおして培ったさまざまな特技や、自分が持っている身近な生活の知恵等を分野ごとに登録し、サークル・町会等の団体、あるいは個人の家へ出向き学習活動などを支援するボランティア。
 - * 13 **認知症サポーター**：認知症について正しく理解するための、認知症サポーター講座を受講したかた。
 - * 14 **スマートシティ**：情報技術や環境技術などの先端技術を駆使してまち全体の電力の有効利用を図ることで、省資源化を徹底した環境配慮型都市。
 - * 15 **緑のカーテン**：ヘチマやゴーヤなどのつる性の植物を窓の外に這わせ、夏の日差しを和らげ、室温の上昇を抑える自然のカーテン。
 - * 16 **地域若者サポートステーション事業**：厚生労働省と地方自治体が協働し、働くことに悩みを抱えるニートなどの若者の職業的自立を支援する事業。若者支援の実績やノウハウを持つ地域のNPO法人などが運営する「地域若者サポートステーション」を設置し、専門的な相談や、協力企業による就労体験などを行う。

施策 1－(2) 地域づくりのための学習機会の提供

●取り組みの方向 1－(2)－① 地域の課題解決に対応した学習機会の提供

地域では、防犯・防災、情報発信、高齢化、環境、人材発掘など多くの具体的な課題を抱えています。それらの解決には市民の協力が不可欠です。市民が地域づくりに主体的に参画し、互いに支え合い、行政と協働して地域をつくりあげていくことが必要となっています。そのため行政が地域の現状・課題を把握し、それに即した学習機会を提供することにより、地域が抱えている課題を解決するために必要な知識を提供します。

具体的取り組み

◆地域づくり推進事業の実施

地域づくりコーディネーター*17が中心となって、各ふるさと協議会*18をはじめとする地域のさまざまな主体と協働してコミュニティエリア*19ごとに会議等を開催し、地域課題に応じた事業を実施する。

◆地域で発生している具体的課題に即した講座・講演等の開催

実際に地域で発生している課題に関する講座・講演等を開催し、課題解決に結びつける。

●取り組みの方向 1－(2)－② 地域づくりに関する実践的な学習・活動機会の提供

行政が地域づくりに関して、知識のみではなく、より実践的な活動を提供することにより、それらを経験した人が即戦力として、課題解決に積極的に参加するよう働きかけます。

具体的取り組み

◆課題に即した実践的活動の検討・実施

講義だけではなく、ワークショップなど、より実践的な学習や実践に結びつく活動を検討し、実施する。

◆かしわ市民大学の開講

地域課題をテーマとして、講義・グループワーク・調査・研究等のより実践的な学習を行い、「柏全体の視点」を持って主体的に行動する市民を発掘する。

*17 地域づくりコーディネーター：地域ニーズ・課題に応じ、地域団体（ふるさと協議会及び町会・自治会・区等）・市関係部署・大学等と連携した地域づくりを推進するために調整する人。

*18 ふるさと協議会：町会・自治会長のほか、子供会、老人会、民生委員、健康づくり推進員、青少年育成団体などで構成される、地域づくりの中心的な担い手。

*19 コミュニティエリア：柏市域を近隣センターを中心に20に分けた地域。

施策 1－(3) 学習成果が活用される環境づくりの推進

●取り組みの方向 1－(3)－① 地域活動への参加支援

現代的課題あるいは地域課題について学習したり理解を深めたりした人が、実際の現場で活躍する方法が分からない、機会が無いといった課題があります。そのため、学習者と地域との、コーディネートやマッチングを行う仕組みづくりを展開していきます。

具体的取り組み

◆ボランティアセンターとの連携

柏市社会福祉協議会*20のボランティアセンターとの連携を図り、学習者を実際の活動へ導くよう適切に支援する。

◆協働事業提案制度の実施

特定の分野への専門的で先進性のある活動を行っている市民公益活動団体*21と市が対等で適切な役割分担を行うことにより、市民満足度の高い公共サービスを提供する(別掲「協働事業提案制度成案化事業一覧」参照)。

■ (協働事業の具体例) 協働事業提案制度成案化事業一覧

提案年度	成案化事業名
17年度	大津ヶ丘中央公園敷地内の花壇の協働による管理事業
	柏JSL学習会
	小学校体育の授業サポート事業
	親子ふれあいプラザの開催
18年度	「おいじたくあんしん相談室」の開設
	移動支援サービス調査等実施事業
19年度	安全教育支援事業(CAPワークショップの実施)
22年度	子どもスポーツ苦手解決支援事業(鉄棒上達教室の実施)
	デートDV防止プログラム事業
24年度	カシニワ制度を活用した地域住民による「オープンガーデンの会」の確立
	柏 ALWAYS「私とまちの物語」プロジェクトチーム
	住み慣れた地域でのその人らしい暮らしをサポートする見守り事業

◆地域づくり推進事業の実施

地域づくりコーディネーターが中心となって、地域課題に応じた事業や、地域活動情報の提供を行う。

*20 柏市社会福祉協議会：社会福祉法第109条の規定に基づき、地域福祉の推進を図ることを目的に設置された社会福祉法人。

*21 市民公益活動団体：不特定かつ多数のもの利益の増進に寄与することを目的とする営利、宗教、政治活動を除く活動を行う法人又は団体。

◆地域活動センター*22との連携

柏市社会福祉協議会が、コミュニティエリア単位に設置を進めている地域活動センターと連携し、地域活動の拠点強化を図る。



地域活動センター

●取り組みの方向1-(3)-② 地域での活動の支援

実際に活動している団体が地域で効果的に活動するために、団体間の連携支援をするとともに、緊急性・効果等を考慮し、各団体の活動に対し助成・補助を行います。

また、地域は子どもにとって貴重な体験の場であり、子どもは将来地域を担う貴重な人材であることから、子どもの地域活動への参加を支援します。

具体的取り組み

◆市民公益活動（育成・支援）補助金、ふるさと運動補助金等の交付

市民の自発的な活動による地域課題の解決を促進するため、市民公益活動団体や地縁団体への財政的支援を行う（別掲「平成24年度市民公益活動補助金交付団体一覧」参照）。

*22 地域活動センター：柏市社会福祉協議会が、相談やボランティアなどの各種事業を展開するために、調整する人を近隣センターに配置した地域拠点。平成24年度までに、松葉と高柳の近隣センターに設置されている。

■（市民公益活動の具体例）平成24年度市民公益活動補助金交付団体一覧

	団体名	活動分野・事業内容
すずめコース (ふる協・町会モデル支援)	新柏三丁目第一自治会	コミュニティ強化 柏第八小学校を核とした近隣町会とのコミュニティ強化
	柏市新富地域ふるさと協議会	防災 避難場所案内板の新富地域ふるさと協議会エリア内への展開
	松葉町地域ふるさと協議会	コミュニティ強化 新しい公共に対応する地縁組織事業
	柏グリーンハイツ自治会	福祉 屋外コミュニケーション事業
	柏市富勢地域ふるさと協議会	会員増加 サロン ド とみせ (サロン活動)
		コミュニティ強化 「富勢百科」作成事業
	宮前町会	子育て支援 宮前ふれあいの町づくり事業
柏市南部地域ふるさと協議会	コミュニティ強化 ボランティア育成・ネットワーク作り事業(南部子どもまつりを含む)	
たまごコース (立ち上げ支援)	障がい理解推進チーム Wa's	保健福祉 障がい理解コンベンション 2012in ちば～自閉症をもっと理解して、自閉症の可能性を探ろう！～
	イエローキャップパトロール隊	地域安全活動 防犯活動を軸としたシニア世代の地域コミュニティ再構築
	アート・ウォークかしわ	まちづくり 柏の文化を育てる市民の活動
	柏の葉サイエンスエデュケーションラボ(KSEL)	まちづくり Christmas Science Festival 2012 in 柏の葉の開催
	ドリーム甲子園実行委員会	子どもの健全育成 ドリーム甲子園
ひよこコース (自立支援)	特定非営利活動法人 柏・地域福祉ネット「風の木」	保健福祉 いきいき暮らせる「かしわ」
	手賀沼と松ヶ崎城の歴史を考える会	学術・文化・芸術・スポーツ 松ヶ崎城跡を発信せよ！
	特定非営利活動法人 ワーカーズコレクティブういず	保健福祉 ハッピーエイジングプロジェクト
	特定非営利活動法人多文化共生センター千葉	国際協力 外国人の住みやすい街づくり事業
	特定非営利活動法人 福祉サービスかしわ市民の会	保健福祉 有償、福祉移送サービス
かるがもコース (連携支援)	松葉町けやきの会「みみずく」	まちづくり 松葉町のコミュニティの拠点づくりとイベント企画・実行

◆市民活動フォーラムの実施

市民活動団体が、日ごろの活動を通して感じている地域課題について、情報交換等を行いながら、これからの活動に活かしたり、新たな活動のきっかけづくりをしたりする場を提供する。

◆児童・生徒などの地域活動参加への働きかけ

清掃活動や防災訓練などの地域活動に児童・生徒が積極的に参加するよう、学校等と連携して働きかける。

施策 1-(4) 活動を支える環境づくり

●取り組みの方向 1-(4)-① 公民館・図書館を中心とした学習環境の整備

これまでの公民館講座は、市民のニーズに基づきさまざまな分野にわたり開催されてきました。今後公民館・図書館は社会教育施設として、特に現代的課題に関する学習拠点としての中心的役割を果たすため、関係部局と連携して地域での生活に役立つ学習機会の提供や情報収集・発信を積極的・効果的に行います。

具体的取り組み

◆公民館での、現代的課題に関する講座等の積極的開催

公民館主催講座として、現代的課題解決に関する講座等を積極的に開催するとともに、市の関係部局が開催する現代的課題に関する講座等についても、公民館を会場として使用し、公民館で多くの課題解決学習が行えるように努める。

◆図書館の課題解決支援サービスの充実

課題解決支援の一環として、個々の市民の地域生活や学習活動の支援を目的とした、関連資料の展示、図書リストの提供等を実施する。また、市内に17ある分館は、その多くが近隣センターに併設され、生活に密着した場所であることを活かし、近くの館へ本の取り寄せができる予約制度などにより情報を得やすくする、情報のつなぎ役を務める。

◆「柏市生涯学習情報提供システムらんらんかしわ」による現代的課題に関する情報発信の充実

情報収集方法の見直しや、ページのレイアウトの変更などを行い、現代的課題に関する情報発信の充実を図る。

施策展開の方向2 子育て・親育ちの支援

施策2-1) 学習機会・情報の提供

●取り組みの方向2-1)-① 保護者の情報交換の場と家庭教育支援情報の提供

就学前においては保育園・幼稚園・児童センター・近隣センターなど、小学校入学以降においては学校など、身近な場所で保護者同士の情報交換の場を提供することにより、家庭で抱える問題の解消につなげていきます。

親としての自信を持ち、より充実した家庭教育を行うための情報や学習機会を、学校、行政関連機関、民間事業所など、さまざまな機関を利用して提供します。

また、将来の家庭教育を担う青少年に対しても、親になるために必要な知識を得る機会を設けます。

具体的取り組み

◆子育て・親育ち関係の学習機会等の提供

両親学級・母親学級、母と子のつどいなどの学習や情報交換の機会を提供し、家庭教育について正しい知識を伝えるとともに、保護者同士で情報交換を行うことにより、家庭で抱える問題の解消につなげる。

■子育て・親育ち関係事業

事業名	担当課	事業名	担当課
母子保健食育事業 (離乳食教室など)	地域健康づくり課	乳幼児親子支援事業(ルンルンクラブ・ 幼児親子クラブ・子育てミニ講座)	児童センター
両親学級		不登校について聞く・話す時間	
母と子のつどい		みんなの子育て広場	生涯学習課
母親学級		親子ふれあい広場	中央公民館
思春期教育		みんなの遊び場・交流広場	
柏ノースモッ子作戦		公民館主催家庭教育講座	中央公民館・沼 南公民館
地域子育て支援センター事業		保育課	親子体操教室
ふれあい保育事業「わいわい」	こども図書館おはなし会		図書館
子育てサポート事業			

◆企業における家庭教育推進団体等支援事業の利用促進

P T A行事や民間事業者社員研修会等で家庭教育に関する学習を行う際に必要となる講師謝礼などの資金等の支援を行っているが、利用団体が学校P T A・保育園関係等に偏って

おり、民間事業者の利用が少ない。そこで、制度を周知し、民間事業者での支援事業利用を促進する。

◆青少年向け家庭教育関係講座の実施

自分の心と体についての知識を身につけるための思春期保健事業とともに、将来家庭教育を担う中高生を対象に、親となるための知識を得る講座等を実施する。

●取り組みの方向 2-(1)-② 活動環境の整備

家庭教育について学習し、理解を深めた人が、自発的に子育てサークルなどの情報交換の活動などを行うために、学校・保育園・近隣センター・公民館などの既存の施設を利用し、活動できる場所を提供します。

具体的取り組み

◆サークル育成支援事業の実施

子育てサークルが活動できる場所として、地域子育て支援センター*23の建物を開放する。

*23 地域子育て支援センター：就学前の乳幼児と保護者のかた、妊婦のかた同士が交流できる場。保育園などに併設され子育てについての悩みや相談などにも保育士が対応している。

施策 2- (2) 子育て支援の人材養成と活用

●取り組みの方向 2- (2) - ① 家庭教育支援協力者の養成

家庭教育支援の中心的役割を担い、子育てのサポートをしている地域の柏市民健康づくり推進員*24や、主任児童委員*25などだけではなく、自分のライフスタイルにあった形で参加できる、ボランティアなどの養成講座等を実施します。また、養成講座終了後に活動できる場を提供します。

具体的取り組み

◆図書館ボランティア関係講座の実施

こども図書館や各地の分館で活躍する読み聞かせ*26ボランティア・お話し会*27ボランティア、1歳6ヶ月児健康診査時に本を手渡すブックスタート*28ボランティアなどの養成講座・各種研修会等を実施し、ボランティア同士の情報交換なども行い、質の向上に努める。



ブックスタート

-
- *24 柏市民健康づくり推進員：赤ちゃんからお年寄りまでだれもが健康でいきいきと暮らせる心とからだづくりと、互いに支え合える健康な地域づくりのための活動を行う。
 - *25 主任児童委員：民生委員・児童委員の中から委嘱される、児童福祉に関する事項を専門的に担当する委員。
 - *26 読み聞かせ：本を見せながら読んで聞かせること。
 - *27 お話し会：子どもたちを集めて絵本の読み聞かせや昔話・創作童話など聞かせる会。
 - *28 ブックスタート：赤ちゃんと保護者に、絵本を開く楽しい体験とっしょに、本の読み聞かせの大切さを伝えるため、絵本や子育てに関する情報などが入ったブックスタート・パックを手渡す事業。

◆子育てをサポートする人材育成講座の実施

保育ボランティア育成講座など、各種の子育て・家庭教育を支援する人材育成講座を実施する。

●取り組みの方向2-(2)-② 学校・家庭・地域の連携

地域が学校を支援していく、学校支援ボランティア*29などの仕組みづくりが進んでいます。また、在校生の大多数の家庭が所属するPTAなど、学校を拠点として、家庭・地域を結ぶ団体が活動しています。それらの学校を中心とする既存の組織や仕組みを利用しつつ、地域と家庭がより密接につながっていくよう、効果的な支援を行っていきます。

具体的な取り組み

◆「みんなの子育て広場*30」支援コーディネーターの派遣

学校行事などの機会を利用して、気軽な雰囲気の中で保護者同士が情報交換などを行う、「みんなの子育て広場」の企画・運営の調整役として、コーディネーターを派遣し、「みんなの子育て広場」実施校を増やしていく。



みんなの子育て広場

-
- *29 **学校支援ボランティア**：保護者や地域住民などが、子どもの安全対策や学習支援、環境整備などに従事するボランティア。
 - *30 **みんなの子育て広場**：子育て中の保護者が情報交換を通じて、仲間づくりや不安・悩みの解消ができるよう開催される話し合いの場。学校における各種説明会や授業公開など様々な機会を利用して開催され、保護者・地域住民・教職員が支援者として、自主的に企画・運営している。

◆PTA連絡協議会との連携

PTA連絡協議会と連携して「みんなの子育て広場」の開催などを各校のPTAに働きかけ、家庭教育支援にあたる。

◆放課後子ども教室*31の充実

学校の余裕教室などを利用し、地域の住民がコーディネーターや学習アドバイザー等を務める放課後子ども教室については、地域との連携を図り、人材の発掘や内容の精査を行い、充実に努める。

◆学校支援ボランティアの活用

学校支援に関するコーディネーターの養成やコーディネーター間の情報交換を行い、多くの学校支援ボランティアの活用を図る。

*31 放課後子ども教室：小学校の余裕教室を活用するなど、放課後や週末等の子どもたちの安全で安心な居場所を確保して、地域住民の参画を得ながら、学習やスポーツ・文化活動、地域住民との交流活動などの取り組みを実施する事業。

施策 2-(3) 子育て・親育ち支援関係団体間の連携

●取り組みの方向 2-(3)-① 青少年育成団体等の情報の共有化

市内で活動している青少年育成団体は、それぞれに歴史もあり、充実した活動を行っています。各団体の特徴を生かしつつ、情報を共有し、団体間の連携を進めることにより、より一層青少年育成について充実を図ります。

具体的取り組み

◆青少年育成団体の連携に関する調査・研究・企画

社会教育委員に諮問を行い、青少年育成団体の連携について調査、研究、企画を行う。

●取り組みの方向 2-(3)-② 子育て支援関係部署の情報交換・連携

行政が行う支援や助成は、行政組織上の問題から、就学前と小学校入学以降に分割されがちです。情報発信についても、それぞれを対象とする年齢の子どもを持つ保護者等に対してだけ、各部署で行っています。また、いずれの年代でも、やむをえない事情により子育てに時間を割けなかったり、あるいは無関心であったりして、家庭教育がうまく行えていない保護者などに対しては、必要な情報が伝わらないという課題を抱えています。そのため、さまざまな事情を抱えている保護者に対しても、新生児期から思春期まで、一貫した支援ができるよう関係部署の情報交換・連携を図り、情報発信を強化していきます。

具体的取り組み

◆子育て・親育ち関係の情報発信の強化

各部署で発行している冊子やホームページについて情報交換を行う等、情報発信一元化を検討する。

施策展開の方向3 幅広い学習活動の推進

施策3-1) 学習に関する情報提供

●取り組みの方向3-1)-① あらゆる生涯学習情報の提供の充実

個人の生きがいづくりや自己研さんのための学習の提供を民間事業者等と連携して行うとともに、市内・近隣で行われる講座等に関する情報を、開催者を問わず、幅広く伝えるため、「柏市生涯学習情報提供システムらんらんかしわ」の掲載情報を充実させ、見やすさの向上を図り、より利用されるホームページを目指します。

具体的取り組み

◆「柏市生涯学習情報提供システムらんらんかしわ」のリニューアル

トップページのデザイン変更や、検索機能の充実を行い、認知度上昇に努める。

施策 3- (2) 関係機関との連携

●取り組みの方向 3- (2) -① 大学等教育機関との連携

大学等の高等教育機関が有する知的・学術的財産を大きな学習資源と認識し、地域づくり、子育て・親育ちに関する学習についても、より専門的な学習を行う機会の提供などについて、緊密な連携を図ります。

また、市内にあるさわやかちば県民プラザでは、各種講座等も開催されており、学習機会の提供の充実のため情報共有など連携を進めていきます。

具体的取り組み

◆「大学コンソーシアム東葛*32」に加盟している大学との連携

大学を地域づくりにおける社会資源の一つとして位置付け、講座の共催などの連携によりともに成長できるまちづくりを進める。

◆市内大学図書館との連携

市内の大学図書館と合同で企画展・講演会・イベント等を行い、大学図書館の市民開放を支援する。

◆さわやかちば県民プラザとの連携

情報共有を行うことにより、開催講座の見直しや、より効果的な情報提供などを行う。

●取り組みの方向 3- (2) -② 民間事業者・市民団体等との連携

民間事業者・市民団体等と連携して生きがいづくりなど、個人の趣味を満たすための学習の提供を行うとともに、情報交換・連携を行い、より効果的な講座開設等を行います。

具体的取り組み

◆学びの事業者連絡会*33の加盟団体との連携

民間事業者との連携により、生涯学習に関する幅広い情報を収集・提供し、市民の学習ニーズに応える。

*32 大学コンソーシアム東葛：市内と近隣の11大学と東葛地域の5市が、まちづくりの幅広い分野において、民産学官の連携交流を深めることで、大学と地域及び大学間の協働を進め、大学と地域社会相互の持続的な発展と地域資源の好循環を生む体制を形成するために結成された組織。

*33 学びの事業者連絡会：行政と民間が連携して市民の学習活動を支援するために、生涯学習事業を実施している市内の事業所に参加を呼びかけ、設置した連絡組織。

◆生涯学習ボランティアの活用

生涯学習ボランティアを活用することにより、市民の多様な学習ニーズに応えるとともに、学習成果を地域社会に還元できるような環境の充実に努める。

◆各種機関との講座の共催

大学等の専門知識、民間事業者の講義手法、柏市の広報媒体など、各機関が連携することにより、それぞれの特色を活かし、効果的な学習機会の提供を行う。

4 数値指標

第2次柏市生涯学習推進計画(再改訂版)の進捗状況や達成状況を検証するために、次の5つの指標を設定します。

これらの指標の達成度を測ることにより、基本計画の進捗度・達成度に関する点検・評価を実施し、必要に応じて事業の見直しや、再構築等を行います。

指 標		関 連 施 策
1	地域活動・ボランティア活動への参加意向	1-(1)学習へのきっかけづくり・基礎づくり 1-(2)地域づくりのための学習機会の提供 1-(4)活動を支える環境づくり
2	子どもの地域活動への参加と地域への意識	1-(3)学習成果が活用される環境づくりの推進 2-(2)子育て支援の人材の養成と活用
3	地域住民間の関係	1-(3)学習成果が活用される環境づくりの推進
4	家庭の楽しさ	2-(1)学習機会・情報の提供 2-(2)子育て支援の人材の養成と活用 2-(3)子育て・親育ち支援関係団体間の連携
5	教師が保護者に望むこと	2-(1)学習機会・情報の提供 2-(2)子育て支援の人材の養成と活用 2-(3)子育て・親育ち支援関係団体間の連携

指標1 地域活動・ボランティア活動への参加意向

地域活動・ボランティア活動への参加は、地域づくりへの第一歩であるとともに、地域づくりへ直接つながる活動となります。そこで、地域活動へのきっかけづくりや学習機会の提供の指標として、市民の活動への参加意向の状況を把握し、現状値からの増加を目指します。

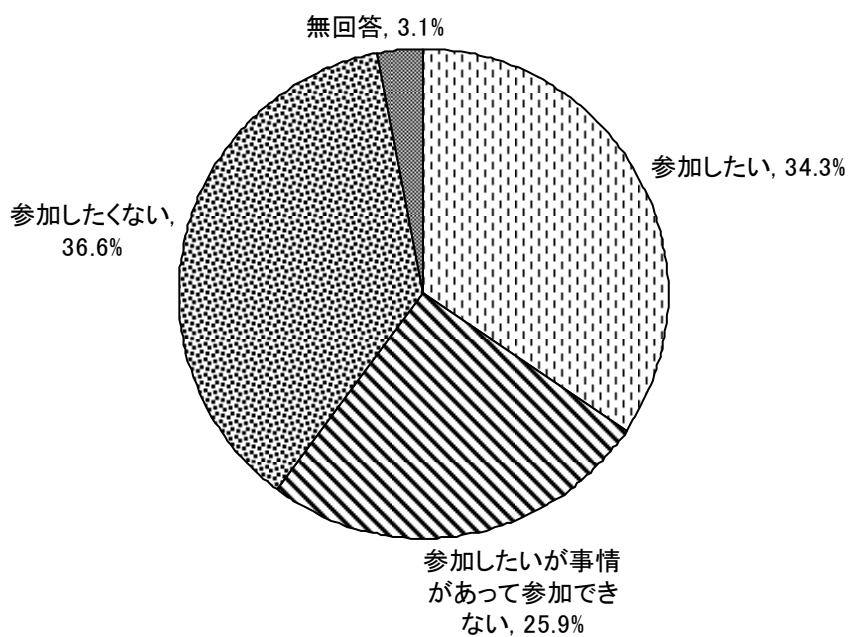
●地域活動やボランティア活動に参加したいか【資料8】（資料4再掲）

参加したい・参加したいが事情があって参加できない

現状 60.2%

※現状値は、平成21年度柏市民意識調査より

【資料8】地域活動・ボランティア活動への参加意向



指標2 子どもの地域活動への参加と地域への意識

保護者・子どもともに地域に関わることにより、家庭教育に限らず、多くの情報を得てさまざまな体験をすることができ、親としての育ちを支え、子どもたちには社会性を身につける助けとなります。学校・地域・家庭の連携が進めば大人はもちろんのこと、子どもの意識も地域に向かうようになると考えられます。そこで、地域と子どもとの関わりの指標として、地域の行事への参加状況等を把握し、地域の行事へ参加している人の現状値からの増加を目指します。

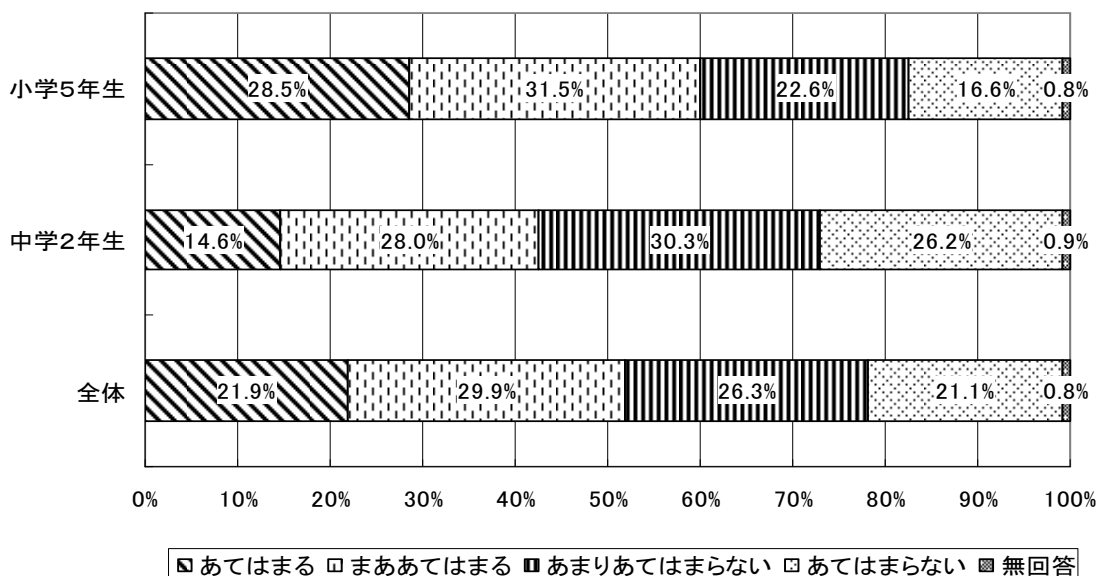
●(子ども)今住んでいる地域の行事に参加しているか【資料9】

あてはまる・まああてはまる

現状 51.8%

※現状値は平成24年4月に行った柏市学力・学習状況調査のうち、「柏市生活・学習意識調査」より

【資料9】今住んでいる地域の行事に参加しているか



指標3 地域住民間の関係について

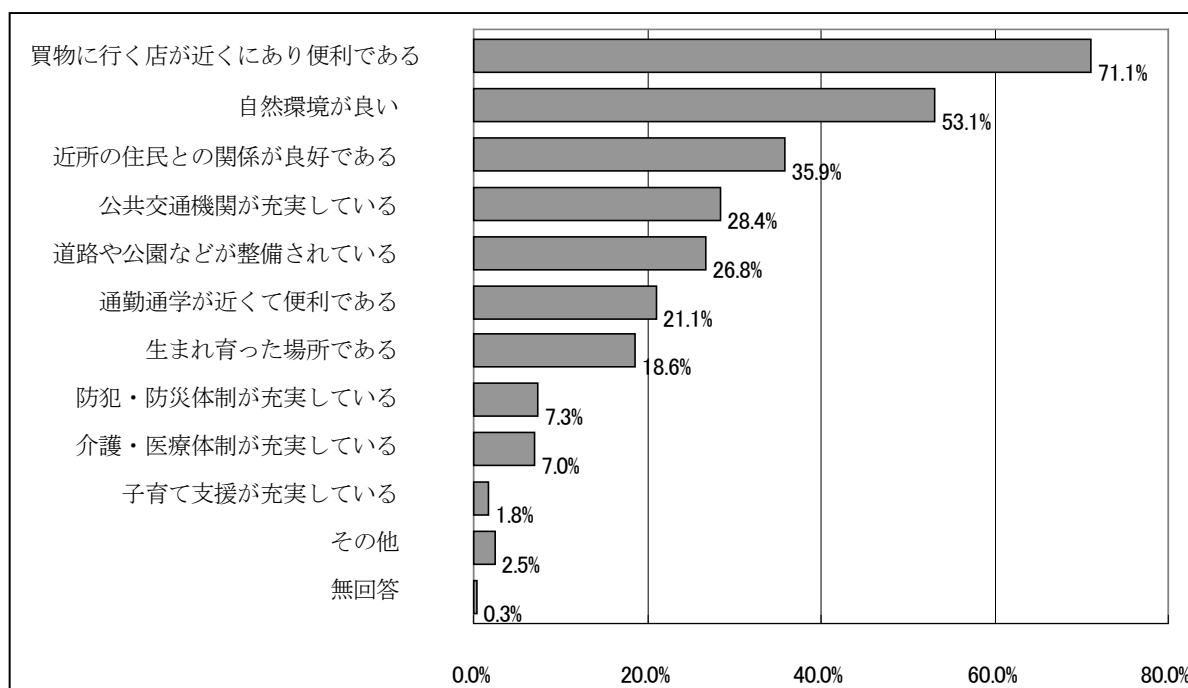
地域住民間の関係が良好であれば、地域の連帯・地域基盤の強化が進んでいると考えられます。そこで、学習成果が活用されどれくらい地域づくりが進んでいるかの指標として、居住地域が住みやすい理由として「近所の住民との関係が良好である」と考えている人の状況を把握し、現状値からの増加を目指します。

●住みやすい理由「近所の住民との関係が良好である」【資料10】

現状 35.9%

※現状値は、平成21年度柏市民意識調査より

【資料10】住みやすい理由



指標4 家庭の楽しさ

家庭の状況は、子どもの行動に密接に関わっています。平成18年3月に内閣府により行われた「低年齢少年の生活と意識に関する調査」の調査結果分析「子どもの前向きに生きる姿勢と家族」によると、家庭生活が楽しいと感じている子どもは、家庭・学校・地域などあらゆる場面で積極的に行動することができ、楽しくないと感じている子どもは、「授業中かつてに席を離れる」「先生に逆らったり口答えをする」「クラスの仕事や掃除をさぼる」などの行動をとる確率が高く、さらに友達からいじめられるなど深刻な状況におかれる確率も高くなっています。また、家庭生活の楽しさについては、親が前向きな姿勢で子育てを楽しんでいることが密接に関係しているため、充実した家庭教育が行われているかの指標として、家庭が楽しいと感じている子どもの状況を把握し、「家庭が楽しい」と感じている子どもの割合の、現状値からの増加を目指します。

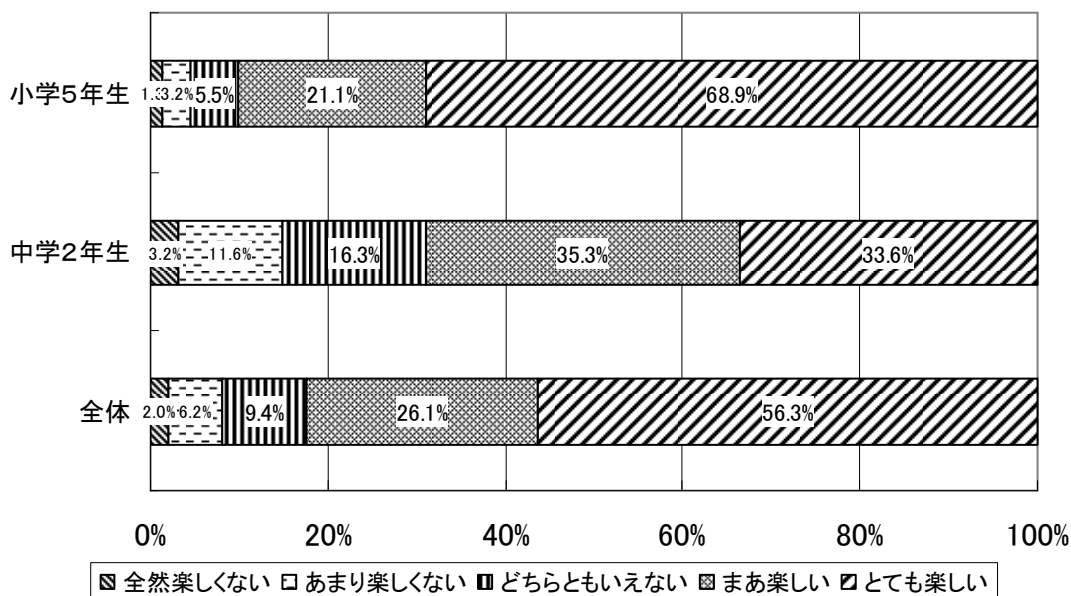
●(子ども)家庭は楽しいか【資料11】

とても楽しい・まあ楽しい

現状 82.4%

※現状値は平成22年「子どもを取り巻く教育環境等に関する調査」より

【資料11】家庭は楽しいか



指標5 教師が保護者に望むこと

教師が保護者に望むこととして、「子どものしつけをして欲しい」が圧倒的上位を占めています。これは教師が、家庭におけるしつけが適切になされていないと感じており、しつけの責任の第一は保護者であることを認識して欲しい、家庭教育の重要性を認識して欲しいと感じていることを示していると考えます。そこで、家庭教育支援が適切に行えているかの指標として、教師が保護者に望むことのうち、「子どものしつけをして欲しい」についての割合を把握し、現状値からの減少を目指します。

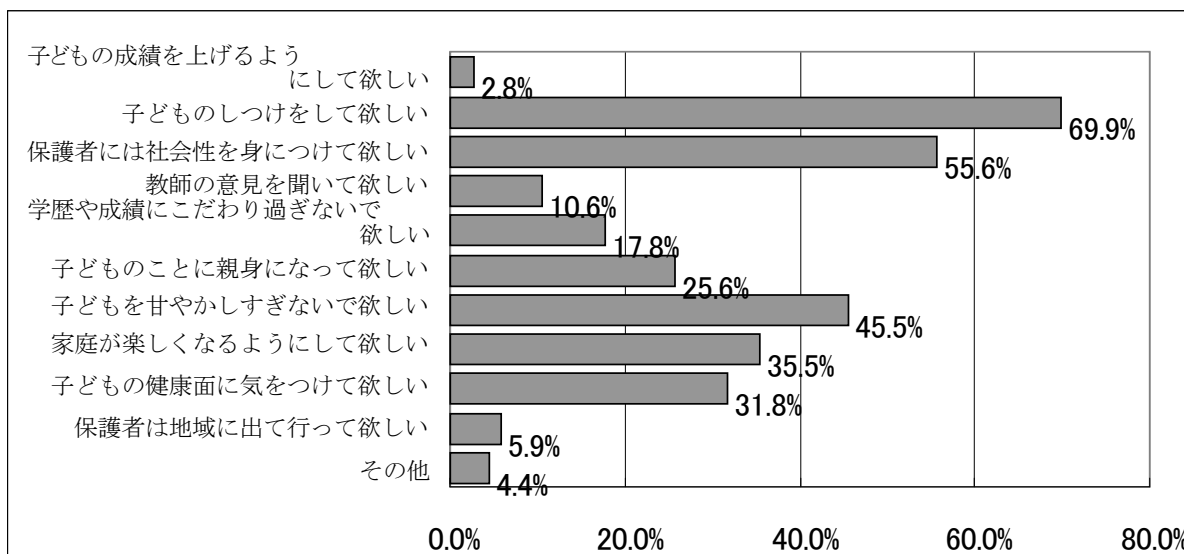
●教師が保護者に望むこと【資料12】(資料6再掲)

子どものしつけをして欲しい

現状 69.9%

※現状値は平成22年「子どもを取り巻く教育環境等に関する調査」より

【資料12】教師が保護者に望むこと



IV 資 料

第2次柏市生涯学習推進計画再改訂までの経過

年 月 日	項 目	概 要
平成24年 8月28日	生涯学習推進本部 幹事会・実務部会	「第2次柏市生涯学習推進計画(改訂版)」の改訂について説明 ・これまでの生涯学習ー柏市の取り組みー ・今後の柏市の生涯学習についての考え方 ・関係組織及びスケジュール
平成24年 8月29日	生涯学習推進協議会	「第2次柏市生涯学習推進計画(改訂版)」の改訂について説明・意見聴取 ・これまでの生涯学習ー柏市の取り組みー ・今後の柏市の生涯学習についての考え方 ・関係組織及びスケジュール
平成24年 9月27日	生涯学習推進本部 実務部会	仮称「第2次柏市生涯学習推進計画(再改訂版)」の体系案について協議
平成24年 10月19日	生涯学習推進本部 実務部会	仮称「第2次柏市生涯学習推進計画(再改訂版)」の基本計画素案について協議
平成24年 10月25日	生涯学習推進協議会	仮称「第2次柏市生涯学習推進計画(再改訂版)」の策定内容についての中間報告・意見聴取
平成24年 11月27日	生涯学習推進本部 実務部会	仮称「第2次柏市生涯学習推進計画(再改訂版)」の基本計画(案)について協議
平成24年 12月25日	生涯学習推進協議会	「第2次柏市生涯学習推進計画(再改訂版)」(案)について意見聴取
平成25年 1月9日	生涯学習推進本部 幹事会・実務部会	「第2次柏市生涯学習推進計画(再改訂版)」(案)について協議
平成25年 1月15日～31日	パブリックコメント	「第2次柏市生涯学習推進計画(再改訂版)」(案)について意見募集
平成25年 3月19日	生涯学習推進本部	「第2次柏市生涯学習推進計画(再改訂版)」(案)について協議
平成25年4月		「第2次柏市生涯学習推進計画(再改訂版)」を策定

柏市生涯学習推進協議会規則

平成17年3月22日

(教)規則第3号

(趣旨)

第1条 この規則は、柏市附属機関設置条例(平成8年柏市条例第6号)に基づき設置された柏市生涯学習推進協議会(以下「協議会」という。)の組織、運営等に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員)

第2条 委員は、生涯学習について識見を有する者のうちから教育委員会が委嘱する。

(会長及び副会長)

第3条 協議会に、会長及び副会長各1人を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 協議会の会議は、必要に応じて会長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ、開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係人の出席等)

第5条 協議会は、必要に応じて委員以外の関係者に対し、出席を求めてその意見を聴くこと又は資料の提出を求めることができる。

(会議の運営等)

第6条 この規則で定めるもの及び次条の規定により教育委員会が別に定めるものを除くほか、協議会の議事及び運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

(補則)

第7条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

柏市生涯学習推進本部要領

制定 平成2年9月1日

施行 平成2年9月1日

(設置)

第1条 本市の生涯学習推進計画を策定し、及び生涯学習施策を総合的に推進するため、柏市生涯学習推進本部(以下「本部」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 本部の所掌事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 生涯学習推進計画の策定に関すること。
- (2) 生涯学習に関する総合的な施策の推進に関すること。
- (3) 生涯学習関連事業の連絡調整に関すること。
- (4) その他生涯学習の推進に関すること。

(組織)

第3条 本部は、本部長、副本部長及び委員をもって組織する。

- 2 本部長は市長の職にある者を、副本部長は副市長の職にある者及び教育長の職にある者を、委員は別表第1に掲げる職にある者をもって充てる。
- 3 本部長は、会務を総理する。
- 4 本部長に事故あるときは、あらかじめ本部長が指名する副本部長がその職務を代理する。

(会議)

第4条 本部の会議は、本部長が招集し、その議長となる。

- 2 本部は、必要があると認めるときは、委員以外の者をその会議に出席させ、意見又は説明を求めることができる。

(幹事会)

第5条 本部に幹事会を置き、幹事は別表第2に掲げる職にある者(以下「幹事」という。)をもって充てる。

- 2 幹事会は、本部の所掌事務に関する専門的な調査検討及び本部の会議に付する事案の調整を行う。
- 3 幹事会は、教育委員会事務局生涯学習部生涯学習課長の職にある幹事が招集し、その会議を主宰する。
- 4 幹事会は、必要があると認めるときは、幹事以外の者をその会議に出席させ、意見又は説

明を求めることができる。

(実務部会)

第6条 本部及び幹事会に付議する事案に関し必要な事項を調査、研究するため、本部に生涯学習実務部会(以下「実務部会」という。)を置く。

2 実務部会は、本部長が指名する職員をもって組織する。

3 実務部会に部会長及び副部会長を置き、互選により定める。

(庶務)

第7条 本部、幹事会及び実務部会の庶務は、教育委員会事務局生涯学習部生涯学習課において処理する。

(補則)

第8条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成2年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成7年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成14年5月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年8月1日から施行する。

別表第1(第3条第2項)

- | | |
|-------------|-----------|
| 1 総務部長 | 7 保健所長 |
| 2 企画部長 | 8 こども部長 |
| 3 財政部長 | 9 環境部長 |
| 4 地域づくり推進部長 | 10 経済産業部長 |
| 5 市民生活部長 | 11 生涯学習部長 |
| 6 保健福祉部長 | 12 学校教育部長 |

別表第2(第5条第1項)

- 1 総務部防災安全課長
- 2 企画部企画調整課長
- 3 財政部財政課長
- 4 地域づくり推進部協働推進課長
- 5 地域づくり推進部男女共同参画室長
- 6 地域づくり推進部地域支援課長
- 7 市民生活部消費生活センター所長
- 8 保健福祉部保健福祉総務課長
- 9 保健福祉部福祉活動推進課長
- 10 保健所地域健康づくり課長
- 11 こども部児童育成課長
- 12 こども部保育課長
- 13 環境部環境保全課長
- 14 環境部廃棄物政策課長
- 15 経済産業部商工振興課長
- 16 生涯学習部教育総務課長
- 17 生涯学習部生涯学習課長
- 18 生涯学習部文化課長
- 19 生涯学習部スポーツ課長
- 20 学校教育部学校教育課長

(教育機関)

- 21 中央公民館長
- 22 沼南公民館長
- 23 図書館長
- 24 教育研究所長

柏市生涯学習推進協議会委員名簿

(順不同・敬称略)

	氏 名	職 等
会長	齋藤 哲瑯	川村学園女子大学教授
副会長	川鍋 伸治	柏市PTA連絡協議会会長
委員	堀田 弘文	さわやかちば県民プラザ所長
委員	相田 敏光	読売・日本テレビ文化センター柏センター長
委員	関山 哲雄	柏市公民館運営審議会委員
委員	山辺 振一郎	風早南部小学校校長
委員	直江 敦子	酒井根小学校校長
委員	藤田 武志	柏市ふるさと協議会連合会会長
委員	保田 行弘	柏市民活動センター推進委員
委員	後藤 純	東京大学高齢社会総合研究機構特任研究員
委員	山口 愛子	柏市社会教育委員
委員	吉田 功	柏学園理事長
委員	吉田 進	南部地区社会福祉協議会保健福祉部長

任期：平成24年8月1日～平成25年7月31日

柏市生涯学習推進本部委員名簿

	職 名	氏 名
本部長	市長	秋山 浩保
副本部長	副市長	関口 隆明
副本部長	副市長	石黒 博
副本部長	教育長	河原 健
	総務部長	吉田 克夫
	企画部長	猿渡 久人
	財政部長	石塚 幸男
	地域づくり推進部長	窪井 公輔
	市民生活部長	山田 研一
	保健福祉部長	下 隆明
	保健所長	山崎 彰美
	こども部長	鬼澤 徹雄
	環境部長	伊原 優
	経済産業部長	大竹 正祥
	生涯学習部長	草野 啓治
	学校教育部長	浮谷 満

柏市生涯学習推進本部幹事名簿

職名	氏名	職名	氏名
防災安全課長	平島 雅治	環境保全課長	岩崎 克康
企画調整課長	飯田 晃一	廃棄物政策課長	國井 潔
財政課長	中山 浩二	商工振興課長	小宮山 勉
協働推進課長	高橋 直資	教育総務課長	鈴木 宏晶
男女共同参画室長	谷口 恵子	生涯学習課長	小城 亨
地域支援課長	根本 知幸	文化課長	海野 修
消費生活センター所長	小野寺 一男	スポーツ課長	小貫 省三
保健福祉総務課長	秋山 享克	学校教育課長	田牧 徹
福祉活動推進課長	上野 哲夫	中央公民館長	海老原 謙一
地域健康づくり課長	田村 敬志	沼南公民館長	百瀬 秀樹
児童育成課長	高橋 秀明	図書館長	中山 善太郎
保育課長	成島 勉	教育研究所長	齋藤 世利子

教育基本法新旧対照表

改正法（平成18年法律第120号）	旧法律（昭和22年法律第25号）
<p>前文</p> <p>我々日本国民は、たゆまぬ努力によって築いてきた民主的で文化的な国家を更に発展させるとともに、世界の平和と人類の福祉の向上に貢献することを願うものである。</p> <p>我々は、この理想を実現するため、個人の尊厳を重んじ、真理と正義を希求し、公共の精神を尊び、豊かな人間性と創造性を備えた人間の育成を期するとともに、伝統を継承し、新しい文化の創造を目指す教育を推進する。</p> <p>ここに、我々は、日本国憲法の精神にのっとり、我が国の未来を切り拓く教育の基本を確立し、その振興を図るため、この法律を制定する。</p>	<p>前文</p> <p>われらは、さきに、日本国憲法を確定し、民主的で文化的な国家を建設して、世界の平和と人類の福祉に貢献しようとする決意を示した。この理想の実現は、根本において教育の力にまつべきものである。</p> <p>われらは、個人の尊厳を重んじ、真理と平和を希求する人間の育成を期するとともに、普遍的にしてしかも個性ゆたかな文化の創造をめざす教育を普及徹底しなければならない。</p> <p>ここに、日本国憲法の精神に則り、教育の目的を明示して、新しい日本の教育の基本を確立するため、この法律を制定する。</p>
<p>（教育の目的）第1条</p> <p>教育は、人格の完成を目指し、平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成を期して行われなければならない。</p>	<p>（教育の目的）第1条</p> <p>教育は、人格の完成をめざし、平和的な国家及び社会の形成者として、真理と正義を愛し、個人の価値をたつとび、勤労と責任を重んじ、自主的精神に充ちた心身ともに健康な国民の育成を期して行われなければならない。</p>
<p>（教育の目標）第2条</p> <p>教育は、その目的を実現するため、学問の自由を尊重しつつ、次に掲げる目標を達成するよう行われるものとする。</p> <p>一 幅広い知識と教養を身に付け、真理を求める態度を養い、豊かな情操と道徳心を培うとともに、健やかな身体を養うこと。</p> <p>二 個人の価値を尊重して、その能力を伸ばし、創造性を培い、自主及び自律の精神を養うとともに、職業及び生活との関連を重視し、勤労を重んずる態度を養うこと。</p> <p>三 正義と責任、男女の平等、自他の敬愛と協力を重んずるとともに、公共の精神に基づき、主体的に社会の形成に参画し、その発展に寄与する態度を養うこと。</p> <p>四 生命を尊び、自然を大切にし、環境の保全に寄与する態度を養うこと。</p> <p>五 伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛するとともに、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養うこと。</p>	<p>（教育の方針）第2条</p> <p>教育の目的は、あらゆる機会に、あらゆる場所において実現されなければならない。この目的を達成するためには、学問の自由を尊重し、実際生活に即し、自発的精神を養い、自他の敬愛と協力によつて、文化の創造と発展に貢献するように努めなければならない。</p>
<p>（生涯学習の理念）第3条</p> <p>国民一人一人が、自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、その生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、その成果を適切に生かすことのできる社会の実現が図られなければならない。</p>	<p>* 関連：第7条</p>
<p>（教育の機会均等）第4条</p> <p>すべて国民は、ひとしく、その能力に応じた教育を受ける機会を与えられなければならないが、人種、信条、性別、社会的身分、経済的地位又は門地によって、教育上差別されない。</p> <p>2 国及び地方公共団体は、障害のある者が、その障害の状態に応じ、十分な教育を受けられるよう、教育上必要な支援を講じなければならない。</p> <p>3 国及び地方公共団体は、能力があるにもかかわらず、経済的理由によって修学が困難な者に対して、奨学の措置を講じなければならない。</p>	<p>（教育の機会均等）第3条</p> <p>すべて国民は、ひとしく、その能力に応ずる教育を受ける機会を与えられなければならないものであって、人種、信条、性別、社会的身分、経済的地位又は門地によって、教育上差別されない。</p> <p>2 国及び地方公共団体は、能力があるにもかかわらず、経済的理由によって修学困難な者に対して、奨学の方法を講じなければならない。</p>

<p>(義務教育) 第5条 国民は、その保護する子に、別に法律で定めるところにより、普通教育を受けさせる義務を負う。</p> <p>2 義務教育として行われる普通教育は、各個人の有する能力を伸ばしつつ社会において自立的に生きる基礎を培い、また、国家及び社会の形成者として必要とされる基本的な資質を養うことを目的として行われるものとする。</p> <p>3 国及び地方公共団体は、義務教育の機会を保障し、その水準を確保するため、適切な役割分担及び相互の協力の下、その実施に責任を負う。</p> <p>4 国又は地方公共団体の設置する学校における義務教育については、授業料を徴収しない。</p>	<p>(義務教育) 第4条 国民は、その保護する子女に、九年の普通教育を受けさせる義務を負う。</p> <p>2 国又は地方公共団体の設置する学校における義務教育については、授業料は、これを徴収しない。</p>
<p>* 削除。第2条三項に関連あり。</p>	<p>(男女共学) 第5条 男女は、互に敬重し、協力し合わなければならないものであって、教育上男女の共学は、認められなければならない。</p>
<p>(学校教育) 第6条 法律に定める学校は、公の性質を有するものであって、国、地方公共団体及び法律に定める法人のみが、これを設置することができる。</p> <p>2 前項の学校においては、教育の目標が達成されるよう、教育を受ける者の心身の発達に応じて、体系的な教育が組織的に行われなければならない。この場合において、教育を受ける者が、学校生活を営む上で必要な規律を重んずるとともに、自ら進んで学習に取り組む意欲を高めることを重視して行われなければならない。</p>	<p>(学校教育) 第6条 法律に定める学校は、公の性質をもつものであって、国又は地方公共団体の外、法律に定める法人のみが、これを設置することができる。</p> <p>2 法律に定める学校の教員は、全体の奉仕者であって、自己の使命を自覚し、その職責の遂行に努めなければならない。このためには、教員の身分は、尊重され、その待遇の適正が、期せられなければならない。</p>
<p>(大学) 第7条 大学は、学術の中心として、高い教養と専門的能力を培うとともに、深く真理を探究して新たな知見を創造し、これらの成果を広く社会に提供することにより、社会の発展に寄与するものとする。</p> <p>2 大学については、自主性、自律性その他の大学における教育及び研究の特性が尊重されなければならない。</p>	
<p>(私立学校) 第8条 私立学校の有する公の性質及び学校教育において果たす重要な役割にかんがみ、国及び地方公共団体は、その自主性を尊重しつつ、助成その他の適当な方法によって私立学校教育の振興に努めなければならない。</p>	
<p>(教員) 第9条 法律に定める学校の教員は、自己の崇高な使命を深く自覚し、絶えず研究と修養に励み、その職責の遂行に努めなければならない。</p> <p>2 前項の教員については、その使命と職責の重要性にかんがみ、その身分は尊重され、待遇の適正が期せられるとともに、養成と研修の充実が図られなければならない。</p>	<p>* 関連：第6条</p>

<p>(家庭教育) 第10条 父母その他の保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、生活のために必要な習慣を身に付けさせるとともに、自立心を育成し、心身の調和のとれた発達を図るよう努めるものとする。</p> <p>2 国及び地方公共団体は、家庭教育の自主性を尊重しつつ、保護者に対する学習の機会及び情報の提供その他の家庭教育を支援するために必要な施策を講ずるよう努めなければならない。</p>	
<p>(幼児期の教育) 第11条 幼児期の教育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであることにかんがみ、国及び地方公共団体は、幼児の健やかな成長に資する良好な環境の整備その他適当な方法によって、その振興に努めなければならない。</p>	
<p>(社会教育) 第12条 個人の要望や社会の要請にこたえ、社会において行われる教育は、国及び地方公共団体によって奨励されなければならない。</p> <p>2 国及び地方公共団体は、図書館、博物館、公民館その他の社会教育施設の設置、学校の施設の利用、学習の機会及び情報の提供その他の適当な方法によって社会教育の振興に努めなければならない。</p>	<p>(社会教育) 第7条 家庭教育及び勤労の場所その他社会において行われる教育は、国及び地方公共団体によつて奨励されなければならない。</p> <p>2 国及び地方公共団体は、図書館、博物館、公民館等の施設の設置、学校の施設の利用その他適当な方法によつて教育の目的の実現に努めなければならない。</p>
<p>(学校、家庭及び地域住民等の相互の連携協力) 第13条 学校、家庭及び地域住民その他の関係者は、教育におけるそれぞれの役割と責任を自覚するとともに、相互の連携及び協力を努めるものとする。</p>	
<p>(政治教育) 第14条 良識ある公民として必要な政治的教養は、教育上尊重されなければならない。</p> <p>2 法律に定める学校は、特定の政党を支持し、又はこれに反対するための政治教育その他政治的活動をしてはならない。</p>	<p>(政治教育) 第8条 良識ある公民たるに必要な政治的教養は、教育上これを尊重しなければならない。</p> <p>2 法律に定める学校は、特定の政党を支持し、又はこれに反対するための政治教育その他政治的活動をしてはならない。</p>
<p>(宗教教育) 第15条 宗教に関する寛容の態度、宗教に関する一般的な教養及び宗教の社会生活における地位は、教育上尊重されなければならない。</p> <p>2 国及び地方公共団体が設置する学校は、特定の宗教のための宗教教育その他宗教的活動をしてはならない。</p>	<p>(宗教教育) 第9条 宗教に関する寛容の態度及び宗教の社会生活における地位は、教育上これを尊重しなければならない。</p> <p>2 国及び地方公共団体が設置する学校は、特定の宗教のための宗教教育その他宗教的活動をしてはならない。</p>
<p>(教育行政) 第16条 教育は、不当な支配に服することなく、この法律及び他の法律の定めるところにより行われるべきものであり、教育行政は、国と地方公共団体との適切な役割分担及び相互の協力の下、公正かつ適正に行われなければならない。</p> <p>2 国は、全国的な教育の機会均等と教育水準の維持向上を図るため、教育に関する施策を総合的に策定し、実施しなければならない。</p> <p>3 地方公共団体は、その地域における教育の振興を図るため、その実情に応じた教育に関する施策を策定し、実施しなければならない。</p> <p>4 国及び地方公共団体は、教育が円滑かつ継続的に実施されるよう、必要な財政上の措置を講じなければならない。</p>	<p>(教育行政) 第10条 教育は、不当な支配に服することなく、国民全体に対し直接に責任を負って行われるべきものである。</p>

<p>(教育振興基本計画) 第17条</p> <p>政府は、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、教育の振興に関する施策についての基本的な方針及び講ずべき施策その他必要な事項について、基本的な計画を定め、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。</p> <p>2 地方公共団体は、前項の計画を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない。</p>	<p>(教育行政) 第10条</p> <p>2 教育行政は、この自覚のもとに、教育の目的を遂行するために必要な諸条件の整備確立を目標として行われなければならない。</p>
<p>(法令の制定) 第18条</p> <p>この法律に規定する諸条項を実施するため、必要な法令が制定されなければならない。</p>	<p>(補則) 第11条</p> <p>この法律に掲げる諸条項を実施するために必要がある場合には、適当な法令が制定されなければならない。</p>

用語一覧

あ行

No.	用 語	解説掲載ページ
5	ICT	11
27	お話会	45

か行

No.	用 語	解説掲載ページ
20	柏市社会福祉協議会	39
24	柏市民健康づくり推進員	45
29	学校支援ボランティア	46
4	キャリア	10
2	共生	10
19	コミュニティエリア	38

さ行

No.	用 語	解説掲載ページ
10	自殺予防ゲートキーパー	37
21	市民公益活動団体	39
8	社会教育委員会議	26
1	社会的通用性	9
25	主任児童委員	45
12	生涯学習ボランティア	37
7	情報モラル	13
14	スマートシティ	37

た行

No.	用 語	解説掲載ページ
32	大学コンソーシアム東葛	50
22	地域活動センター	40
23	地域子育て支援センター	44
17	地域づくりコーディネーター	38
16	地域若者サポートステーション事業	37
9	デジタルデバイド	37

な行

No.	用 語	解説掲載ページ
11	認知行動療法	37
13	認知症サポーター	37

は行

No.	用 語	解説掲載ページ
28	ブックスタート	45
18	ふるさと協議会	38
31	放課後子ども教室	47

ま行

No.	用 語	解説掲載ページ
33	学びの事業者連絡会	50
15	緑のカーテン	37
30	みんなの子育て広場	46

や行

No.	用 語	解説掲載ページ
6	要支援・要介護者	12
26	読み聞かせ	45

ら行

No.	用 語	解説掲載ページ
3	ライフステージ	10

第2次柏市生涯学習推進計画 再改訂版

平成25年4月

発行／柏市

編集／柏市教育委員会生涯学習部生涯学習課